

令和 8 年  
第 2 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

# 目 次

- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 議案第 5 号 令和 7 年度仙北市一般会計補正予算（第 19 号）
- 議案第 6 号 令和 7 年度仙北市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 9 号 仙北市ハラスメント防止に関する条例制定について
- 議案第 10 号 仙北市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 11 号 仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 仙北市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 仙北市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 仙北市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 仙北市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

# 目 次

- 議案第 18 号 仙北市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 仙北市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 在宅子育て支援費支給に係る経過措置に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 仙北市都市農村交流施設条例を廃止する条例制定について
- 議案第 22 号 令和 8 年度仙北市一般会計予算
- 議案第 23 号 令和 8 年度仙北市集中管理特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 8 年度仙北市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 8 年度仙北市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度仙北市介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度仙北市生保内財産区特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度仙北市田沢財産区特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度仙北市雲沢財産区特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度仙北市病院事業会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度仙北市温泉事業会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度仙北市水道事業会計予算

# 目 次

- 議案第 33 号 令和8年度仙北市下水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和7年度仙北市一般会計補正予算（第20号）
- 議案第 35 号 令和7年度仙北市集中管理特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第 36 号 令和7年度仙北市国民健康保険特別会計補正予算  
(第5号)
- 議案第 37 号 令和7年度仙北市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)
- 議案第 38 号 令和7年度仙北市介護保険特別会計補正予算  
(第4号)
- 議案第 39 号 令和7年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第 40 号 令和7年度仙北市田沢財産区特別会計補正予算  
(第2号)
- 議案第 41 号 令和7年度仙北市雲沢財産区特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第 42 号 令和7年度仙北市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 43 号 令和7年度仙北市温泉事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 44 号 令和7年度仙北市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 45 号 令和7年度仙北市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 46 号 市道の変更認定について
- 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について

## 目 次

- 議案第 48 号 上桧木内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 49 号 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第 50 号 仙北市病院事業経営健全化計画について
- 議案第 51 号 仙北市雲沢財産区管理委員選任につき同意を求めるについて
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月27日 処分

秋田県仙北市長 田口知明

# 秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を次のように変更する。

## 別表第1中

「

三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区消防一部事務組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合
湖東地区行政一部事務組合

」を

「

三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合

」に、

「

八郎湖周辺清掃事務組合
秋田県後期高齢者医療広域連合

」を

「

八郎湖周辺清掃事務組合
男鹿潟上南秋消防組合
秋田県後期高齢者医療広域連合

」に改める。

## 附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

専 決 処 分 書

電気料金支払い遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日 処分

秋田県仙北市長 田口知明

記

1. 事案発生の日時及び場所

日 時 令和8年1月29日（木） 午後2時頃  
場 所 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30  
仙北市総務部管財課

2. 損害賠償の相手方

秋田市山王5丁目15番6号  
東北電力株式会社 秋田支店

3. 損害賠償に至る経過

仙北市は、事案発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、支払いするものである。

4. 損害賠償の内容

- (1) 仙北市は、相手方に対し、前記事案の損害賠償金として金240円を支払う。
- (2) 本件事案に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

## 工事請負変更契約の締結について

仙北市角館上野庁舎改修工事請負変更契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

1 契約の目的 仙北市角館上野庁舎改修工事請負変更契約

2 契約金額 既契約金額 949,965,500円  
変更契約金額の増額 11,870,100円  
変更後の契約金額 961,835,600円

3 契約の方法 条件付一般競争入札

4 契約の相手方 秋田県仙北市角館町小館54番地  
瀧神・小松・寺沢特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社瀧神巧業  
代表取締役 佐藤慎

工事請負変更契約の締結について

令和 7 年度道路メンテナンス事業橋梁補修工事（内川橋・第 3 期）請負変更契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 45 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

1 契約の目的 令和 7 年度道路メンテナンス事業橋梁補修工事（内川橋・第 3 期）請負変更契約

2 契約金額 既契約金額 205,150,000 円  
変更契約金額の増額 14,839,000 円  
変更後の契約金額 219,989,000 円

3 契約の方法 条件付一般競争入札

4 契約の相手方 秋田県仙北市角館町小勝田小倉前 25 番地  
角館・相馬・瀧神特定建設工事共同企業体  
代表者 角館建設工業株式会社  
代表取締役 仲野谷 藤吾

議案第 9 号

仙北市ハラスメント防止に関する条例制定について

仙北市ハラスメント防止に関する条例を別添のとおり制定する  
ものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

# 仙北市ハラスメント防止に関する条例

## （目的）

第1条 この条例は、職場におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題への被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、職員、市長等及び議員が身分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、もってそれぞれの能力を發揮することができる良好な職場環境を確立することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市長等 市長、副市長、教育長及び地方公営企業の管理者並びに行政委員会等の委員をいう。

（2） 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員をいう。

（3） 議員 市議会議員をいう。

（4） 行政委員会等の委員 教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会の委員並びに監査委員をいう。

（5） ハラスメント 次に掲げる行為を総称したものをいう。

ア パワーハラスメント 職場において行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたことにより、職員の就業環境が害されるものをいう。なお、客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントに該当しない。

イ セクシャルハラスメント 職場において行われる、性的な言動に対する職員の対応により当該職員がその勤務条件について不利益を受けるもの及び当該性的な言動により職員の就

業環境が害されるものをいう。なお、職場におけるセクシャルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものとし、また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシャルハラスメントもこの条例の対象とする。

ウ 不妊治療、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる、不妊治療、妊娠、出産、育児又は介護をしたことに関する言動及び不妊治療、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、職員の就業環境が害されるものをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的に見て、業務の必要性に基づくものについては、職場における不妊治療、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに該当しない。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる言動であって職員の就業環境若しくは職場環境を害するものをいう。

(6) 職場 職員がその職務を遂行する場所をいう。なお、出張先その他の職員が通常執務をする場所以外の場所及び会食等その他の実質的に職務の延長線上にあるものを含むものとする。

(7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の就業環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に發揮できる職場環境を確保するため、次に掲げる措置等を講じなければならない。

(1) ハラスメントの防止や職員からの相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備、研修の実施その他の雇用管理上必要な措置を講じること。

(2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じること。

- (3) ハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題を解決するために職員が認識すべき事項について、指針を定め、周知徹底を行うこと。
- 2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等とともに講じなければならない。
- 3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。
- 4 地方公営企業の管理者は、地方公営企業の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。
- 5 行政委員会等の委員は、その権限に属する事務の執行において、この条例の目的を実現するよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(議長及び議員の責務)

- 第4条 議長は、議員がその能力を十分に發揮して活動できる環境を確保するため、議員に対するハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因して議員が活動できる環境を害され、又は議員に不利益が生じた場合は、ハラスメントを受けた議員に配慮しつつ、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員及び管理監督者の責務)

- 第5条 職員は、他の職員に対し、互いの人格を尊重し、職務遂行上の対等なパートナーであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。
- 2 職員を管理監督する地位にある者は、良好な職場環境を確立するため、ハラスメントの防止に努めるほか、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処するとともに、ハラスメントに係る調査等に協力しなければならない。

(ハラスメントの禁止等)

第6条 市長等、職員及び議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等、職員及び議員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

（副市長等による権限の行使）

第7条 ハラスメントを行ったとされる者（以下「当事者」という。）が市長である事案においては、この条例の規定による権限は副市長が行使し、市長及び副市長が共に当事者となった事案においては、この条例の規定による権限は総務部長が行使する。

2 当事者が議長である事案においては、この条例の規定による権限は副議長が行使し、議長及び副議長が共に当事者となった事案においては、この条例の規定による権限は議会運営委員長が行使する。

（相談等の申出）

第8条 職場におけるハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、次条第1項の相談員又は第10条第1項の委員会に対し、ハラスメントの相談及び苦情に係る申出（以下「申出」という。）を行うことができる。

2 市長は、申出に対し、事実確認等の調査を行い、適正に対処しなければならない。

3 市長は、申出に係る事案の当事者が議員とされている場合には、当該申出について議長に報告し、協力して調査を行わなければならない。

（ハラスメント相談員）

第9条 申出に対応するための窓口として、ハラスメント相談員（この条及び第14条において「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、申出に係る事実確認等の調査を行い、事案の当事者及び関係者（以下「当事者等」という。）に対し適切な指導及び助言並びに必要なあっせん等を行うものとする。ただし、当事者

が次の各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める処理を行うものとする。

(1) 市長等 第10条第1項の委員会に事実確認等の調査を依頼すること。

(2) 議員 当該申出について市長に報告すること。

3 相談員は、職員のうちから市長が任命する。

4 相談員は、事実確認等の調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者等に対して求めることができる。

5 相談員は、当事者が職員である事案について、事案の内容及び調査の結果等から判断し、問題の解決を図ることが困難と認められるときは、当該事案に係る処理を第10条第1項の委員会に依頼するものとする。

(ハラスメント対策委員会)

第10条 申出、前条第2項第1号若しくは第5項の依頼（以下「申出等」という。）に対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、仙北市ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、申出等に係る事実確認等の調査を行い、ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査し、当事者等に対し適切な指導及び助言並びに必要なあっせん等を行うものとする。ただし、当事者が次の各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める処理を行うものとする。

(1) 市長等 事実確認等の調査を行い、調査の結果を市長に報告すること。

(2) 議員 当該申出等について市長及び議長に報告すること。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、副市長及び部長の職にある者をもって構成する。

5 第2項第1号又は第2号に規定する場合において、市長が特に必要と認めるときは、臨時に委員を置くことができる。

- 6 前項に規定する臨時の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 7 委員会は、当事者が職員である事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは、市長にその旨を報告するものとする。

（意見聴取）

第11条 市長は、前条第2項各号又は第7項の報告を受けたときは、当該事案の処理について次条第1項の審査会の意見を聴かなければならない。

（ハラスメント審査会）

第12条 当事者が市長等又は議員である事案等の適切な処理及び解決について審議するため、仙北市ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。
  - (1) 必要に応じて事実確認等の調査を行うこと。
  - (2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。
  - (3) その他申出の処理に関し必要な事項を調査審議すること。
- 3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審査会は、事実認定等の調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者等に対して求めることができる。

（対応措置）

第13条 市長は、事実確認等の調査により職員によるハラスメントの事実が確認された場合は、人事上の措置その他の問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 前項のハラスメントの事実が市長等によるものであるときは、市長は、前条第2項の答申を踏まえて、当該者の氏名、事実の内

容及び問題解決のために講じる措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

3 第1項のハラスメントの事実が議員によるものであるときは、市長は、前条第2項の答申を議長に報告し、議長はこれを踏まえて、当該者の氏名、事実の内容及び問題解決のために講じる措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

（秘密の保持）

第14条 相談員、委員会及び審査会の委員その他事案に関する業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（不利益な取扱いの禁止）

第15条 市長等、職員及び議員は、職員が申出を行ったことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 10 号

仙北市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を  
定める条例制定について

仙北市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条  
例を別添のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

# 仙北市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例

## （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。次条において「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

### （乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。

## （電磁的記録等）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の

交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項に

において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年仙北市条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

仙北市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年仙北市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職事由の特例）

第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表鳥獣被害対策実施隊員の項報酬額の欄中「2,000円」を「5,000円」に改め、「獵銃所持を伴うもの（巻き狩り等2時間以上にわたる業務）1回5,000円、」を削り、「1,000円」を「1,200円」に改め、「1,500円」の次に「、緊急銃獵を実施する際、射手を担うもの1回20,000円」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

仙北市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

仙北市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仙北市条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

仙北市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仙北市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

月額で基本報酬を支給する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の1月当たりの基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間と同一であるとした場合に、第7条の規定を適用したならば得られる給料月額（以下この条において「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年仙北市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

第3条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項中「給与条例」を「仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号。以下「給与条例」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 日額で基本報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の1日当たりの基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間条例第21条の規定により定められた勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）を乗じて得た額とする。

3 時間額で基本報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の1時間当たりの基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た

額とする。

第4条中「給与条例適用職員」を「給与条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1に定める給料表によるものとし、任命権者が定める職種の区分に応じて適用する。  
附則の次に次の別表を加える。

別表第1（第7条関係）

行政職給料表（会計年度任用職員）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	197,356	243,923
2	198,465	245,234
3	199,674	246,645
4	200,783	248,056
5	201,892	249,467
6	203,605	250,878
7	205,218	252,289
8	206,831	253,701
9	208,343	255,112

10	210, 056	256, 321
11	211, 669	257, 632
12	213, 282	258, 942
13	214, 794	260, 151
14	216, 507	261, 361
15	218, 221	262, 570
16	219, 934	263, 780
17	221, 144	264, 889
18	222, 756	265, 998
19	224, 369	267, 106
20	225, 881	268, 215
21	227, 393	269, 122
22	229, 006	270, 130
23	230, 618	271, 138
24	232, 231	272, 146
25	233, 844	273, 154
26	235, 557	
27	236, 868	
28	238, 178	

29	239, 488	
30	240, 597	
31	241, 706	
32	242, 815	
33	243, 923	
34	244, 831	
35	245, 738	
36	246, 746	
37	247, 754	
38	248, 661	
39	249, 568	
40	250, 374	

行政職給料表(2) (会計年度任用職員)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	180, 423	242, 311
2	181, 632	243, 117

3	182, 741	243, 923
4	183, 850	244, 629
5	185, 160	245, 335
6	186, 369	246, 040
7	187, 579	246, 846
8	188, 789	247, 552
9	189, 796	248, 358
10	191, 006	249, 064
11	192, 316	249, 770
12	193, 526	250, 374
13	194, 635	251, 080
14	195, 844	251, 483
15	197, 155	251, 987
16	198, 465	252, 390
17	199, 775	252, 894
18	201, 489	253, 297
19	203, 202	253, 801
20	204, 916	254, 204
21	206, 629	254, 507

22	208, 343	254, 809
23	209, 955	255, 112
24	211, 568	255, 414
25	213, 181	255, 918
26	214, 693	256, 422
27	216, 205	256, 825
28	217, 616	257, 329
29	219, 027	257, 833
30	220, 539	258, 337
31	222, 051	258, 740
32	223, 563	259, 143
33	224, 974	259, 446
34	226, 385	259, 950
35	227, 796	260, 454
36	229, 207	
37	230, 618	
38	231, 626	
39	232, 735	
40	233, 844	

41	234, 852	
42	235, 658	
43	236, 565	
44	237, 372	
45	238, 279	
46	239, 085	
47	239, 892	
48	240, 698	
49	241, 504	
50	242, 008	
51	242, 512	
52	243, 016	
53	243, 621	
54	244, 125	
55	244, 629	
56	245, 133	
57	245, 637	
58	245, 939	
59	246, 242	

60	246,645	
----	---------	--

医療職給料表(2)(会計年度任用職員)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	202,597	241,706
2	204,714	243,016
3	206,831	244,327
4	208,948	245,637
5	210,963	246,846
6	212,979	247,955
7	214,995	248,963
8	216,810	249,870
9	218,624	250,979
10	220,539	252,088
11	222,454	253,197
12	224,571	254,406
13	226,284	255,616

14	228, 300	256, 825
15	230, 518	258, 035
16	232, 634	259, 143
17	234, 751	260, 151
18	235, 860	261, 159
19	236, 868	262, 268
20	237, 976	263, 276
21	239, 085	264, 385
22	239, 892	
23	240, 799	
24	241, 605	
25	242, 512	
26	243, 419	
27	244, 327	
28	245, 234	
29	246, 040	
30	246, 846	
31	247, 552	
32	248, 358	

33	249,064	
34	249,669	
35	250,374	
36	251,080	
37	251,785	
38	252,390	
39	252,995	
40	253,600	
41	254,204	

医療職給料表(3) (会計年度任用職員)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	223,462	256,724
2	225,377	258,841
3	227,191	261,059
4	228,905	263,276
5	230,618	265,494

6	232, 534	266, 501
7	234, 348	267, 308
8	236, 061	268, 215
9	237, 775	269, 021
10	239, 690	270, 130
11	241, 605	271, 239
12	243, 520	272, 146
13	245, 335	272, 952
14	247, 350	273, 658
15	249, 366	274, 363
16	251, 382	275, 170
17	253, 398	276, 279
18	255, 414	277, 186
19	257, 531	278, 093
20	259, 547	279, 000
21	261, 462	280, 008
22	262, 671	281, 016
23	263, 780	281, 923
24	264, 889	282, 931

25	265, 998	283, 737
26	266, 804	
27	267, 711	
28	268, 517	
29	269, 324	
30	270, 029	
31	270, 735	
32	271, 440	
33	272, 247	

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

仙北市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

仙北市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年仙北市条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

仙北市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年仙北市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (8) 高所作業手当
- (9) 災害応急作業等手当
- (10) 危険鳥獣捕獲等作業手当

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（高所作業手当）

第10条 高所作業手当は、職員が地上5メートル以上の箇所で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

（災害応急作業等手当）

第11条 災害応急作業等手当は、職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害調査、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与える次の各号に掲げるものに支給する。

- (1) 仙北市又は他の地方公共団体において、災害対策本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合であって、職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置若しくは運用（以下「災害警備等の作業」という。）に従事した場合
- (2) 災害警備等の作業において、人命救助（以下「人命救助作業」という。）に従事した場合
- (3) 被災家屋の調査又は避難所の運営等の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策の業務等であって、他の地方公共団体の応援業務として任命権者

が認める作業（以下「他の地方公共団体の応援業務作業」という。）に従事した場合

（危険鳥獣捕獲等作業手当）

第12条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして規則で定めるものに従事したときに支給する。

別表中「第10条」を「第13条」に改め、別表に次のように加える。

区分	支給額
高所作業のうち規則で定める業務に従事した職員	1日につき 220円
災害警備等の作業又は人命救助作業に従事した職員	1日につき 840円
他の地方公共団体の応援業務作業に従事した職員	1日につき 350円
危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち規則で定める業務に従事した職員	1日につき 1,640円を超えない範囲内で市長が定める額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条及び別表中危険鳥獣捕獲等作業手当に係る部分の規定は、令和7年9月1日から適用する。

仙北市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する  
条例制定について

仙北市職員等の旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第42号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

仙北市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(仙北市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 仙北市職員等の旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雜則（第21条—第28条）

附則

第1条中「する市職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加え、「市職員以外」を「職員以外」に改める。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項第6号を削り、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「旧在勤庁」を「旧在勤公署」に、「新在勤

「在勤公署」を「新在勤公署」に改め、同号中「在勤公署」を「在勤公署」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。」を「職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は市の機関若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「以下」を「以下この号及び次章において」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「以下」を「次号において」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）職務の級 仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。第2条第1項に次の1号を加える。

（9）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものという。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「（以下」

を「（次条及び第5条において」に、「を変更」を「の変更」に、「以下同じ」を「次条及び第5条において同じ」に、「され」を「を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「その他市長が」を「その他規則で」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市の機関又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第5条」を「次条」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

## (旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条から第15条までを削る。

第16条第1項中「するものは」を「するもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に、「の支払」を「又は当該金額の支払」に、「以下」を「以下この条及び第27条において」に改め、「等」及び「添付」を削り、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「の必要」を「又は旅費に相当する金額の必要」に、「金額は、支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「等」を削り、同条第4項中「の様式及び必要な添付書類並びに第2項及び前項に規定する期間は、」を「及び必要な資料の種類、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、」に改め、同条を第7条とする。

第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

#### (旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、赴任経費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第

2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）運賃
- （2）急行料金
- （3）寝台料金
- （4）座席指定料金
- （5）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）運賃
- （2）寝台料金
- （3）座席指定料金
- （4）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であつて、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の

用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

（4）前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

### 第3節 宿泊費等

#### （宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### （包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### （宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

#### 第4節 転居費等

##### (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

##### (赴任経費)

第17条 赴任経費は、赴任先に到着後直ちに自宅に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定める費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額の合計額とする。

##### (家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第5節 その他の種目

##### (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予

防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第3章を削る。

第4章中第42条の前に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から10日（同号に該当する場合にあっては、1月）以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（赴任経費又は家族移転費のうち

これらに相当する部分を含む。) に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任経費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第42条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「、又は当該」を「又は」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第25条とし、第43条を第26条とし、第4章中同条の次に次の2条を加える。

#### （旅費の返納）

第27条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

#### （委任規定）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規

則で定める。

第44条を削る。

第4章を第3章とする。

別表第1から別表第4までを削る。

(仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(旅費)

第5条 市長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等（次項第2号において「指定職職員等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額の旅費を支給する。

2 市長等が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) その他の交通費 仙北市職員等の旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第42号。以下この項において「旅費条例」という。）第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額

(2) 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定によ

り支給を受ける旅費)相当額

(3) 家族移転費(その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。)旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費(その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。)相当額

(4) 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額

別表を削る。

(仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年仙北市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に規定する指定職職員等(次項第2号において「指定職職員等」という。)が同令の規定により支給を受ける旅費(同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費(その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。)及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。)相当額の旅費を支給する。

第5条第2項中「議長、副議長及び議員」を「議長等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議長等が公務のため旅行したときは、第1項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) その他の交通費 仙北市職員等の旅費に関する条例(平成17年仙北市条例第42号。以下この項において「旅費条例」

という。) 第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額

- (2) 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額
- (3) 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額
- (4) 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額

第5条第4項を削る。

別表を削る。

（仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年仙北市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（旅費）

第5条 管理者が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職員等（次項第2号において「指定職員等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅

費を除く。) 相当額の旅費を支給する。

2 管理者が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) その他の交通費 仙北市職員等の旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第42号。以下この項において「旅費条例」という。）第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額

(2) 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額

(3) 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。） 旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額

(4) 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額

別表を削る。

（仙北市証人等の実費弁償支給条例の一部改正）

第5条 仙北市証人等の実費弁償支給条例（平成17年仙北市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（日当を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（仙北市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の仙北市職員等の旅費に関する条例

(以下「改正後の旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の仙北市職員等の旅費に関する条例(以下「改正前の旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職(免職を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項、第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の旅費条例第27条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。  
(仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。  
(仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第3条の規定による改正後の仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。  
(仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第4条の規定による改正後の仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 16 号

仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定  
について

仙北市国民健康保険条例（平成17年仙北市条例第101号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙北市国民健康保険条例（平成17年仙北市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「第6条第1項及び第2項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

仙北市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定  
について

仙北市企業立地促進条例（平成18年仙北市条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市企業立地促進条例の一部を改正する条例

仙北市企業立地促進条例（平成18年仙北市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1億円」を「1億5,000万円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

仙北市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定  
について

仙北市道路占用料徴収条例（平成17年仙北市条例第136号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

仙北市道路占用料徴収条例（平成17年仙北市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）の占用物件の項令第7条第13号に掲げる施設の次に、次のように加える。

別表（第2条関係）

令第7条第14号及び15号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
---------------------	------------------	----------------

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号

仙北市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

仙北市立図書館条例（平成17年仙北市条例第168号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市立図書館条例の一部を改正する条例

仙北市立図書館条例（平成17年仙北市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第6条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

### （使用の許可）

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、使用許可申請書を提出し、仙北市教育委員会（以下「教育委員会」と言う。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に条件を付することができる。

### （使用料）

第7条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

### （使用料の減免）

第8条 市長は、公益上特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

### （使用料の不還付）

第9条 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は施設使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない事項により施設を使用できなくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

### （利用の制限等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を許可しないことができる。この場合において施設使用の許可を受けた者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的

に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他教育委員会が使用させることを不適当と認めたとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条及び第7条関係）

施設区分	基本使用料	追加使用料	冷暖房使用料	備考
会議室	620円	150円	1時間につき 40円	1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額である。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

在宅子育て支援費支給に係る経過措置に関する条例を  
廃止する条例制定について

在宅子育て支援費支給に係る経過措置に関する条例（平成17年仙北市条例第69号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

在宅子育て支援費支給に係る経過措置に関する条例  
を廃止する条例

在宅子育て支援費支給に係る経過措置に関する条例（平成17年仙北市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

仙北市都市農村交流施設条例を廃止する条例制定について

仙北市都市農村交流施設条例（平成18年仙北市条例第7号）  
を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 仙北市都市農村交流施設条例を廃止する条例

仙北市都市農村交流施設条例（平成18年仙北市条例第7号）は廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市道の変更認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更認定することについて、同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

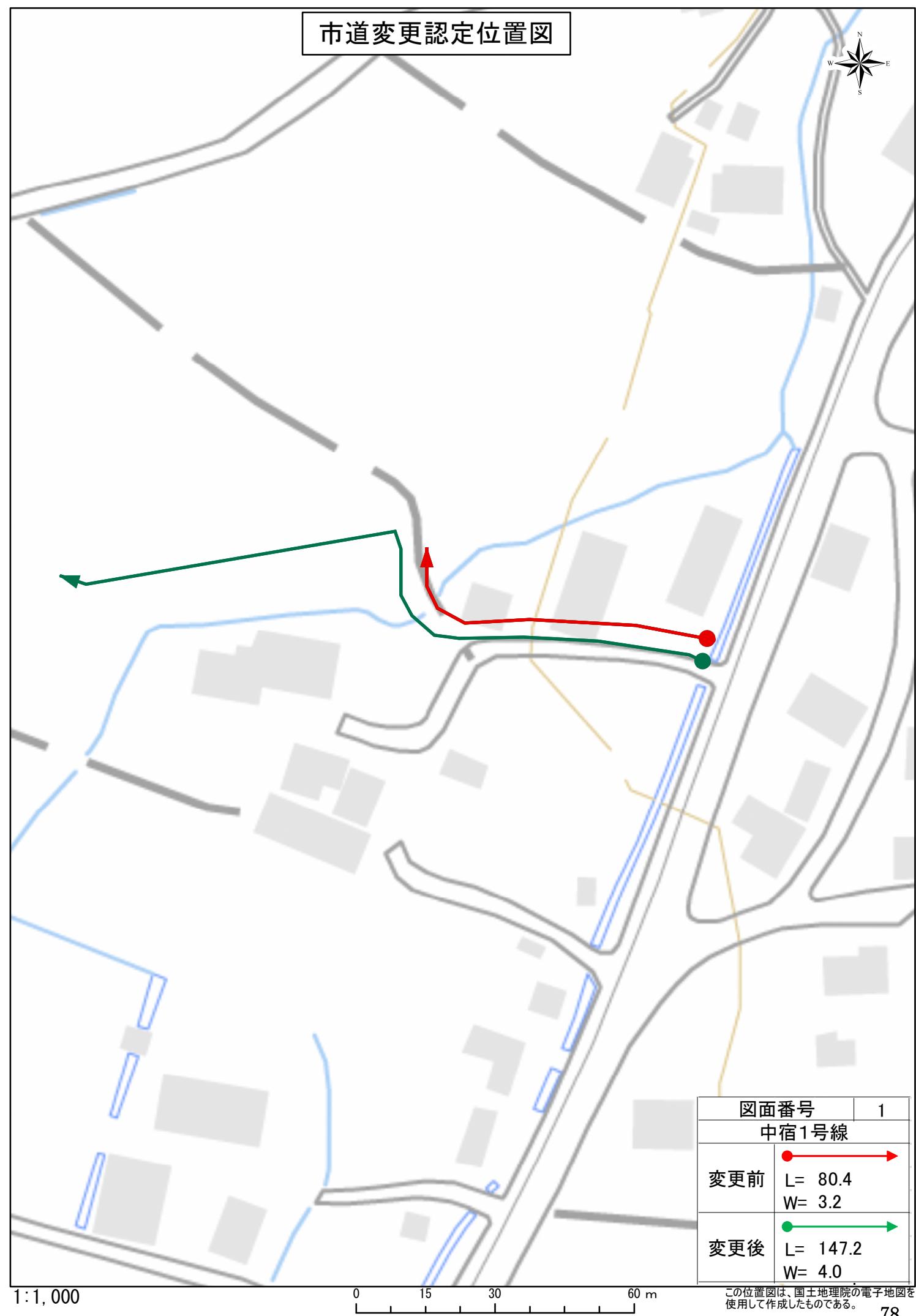
路線名 田沢湖地区 中宿1号線 (202384)

## 市道区域決定及び供用開始

### 田沢湖地区

図面番号	路線番号	新旧別	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	202384	旧	中宿1号線	田沢湖生保内字中宿 52	田沢湖生保内字中宿 114 地先	80.4	3.2
	202384	新	中宿1号線	田沢湖生保内字中宿 52	田沢湖生保内字中宿 139	147.2	4.0

## 市道変更認定位置図



公の施設の指定管理者の指定について

仙北市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年仙北市条例第193号）第6条の規定により、次の団体を仙北市縄文の森交流広場の指定管理者として指定する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2

田沢湖高原リフト株式会社

代表取締役社長 草彌 作博

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

上桧木内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

上桧木内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

## 総合整備計画書

秋田県仙北市 上桧木内 辺地  
(辺地の人口 416人・面積 14.6 km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

#### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

仙北市西木町上桧木内字、駒石台、東上戸沢、東下戸沢、西上戸沢、西下戸沢、  
杉沢口、川久保、田苗代、峠下、鳥屋森、何久保、糸内、福田、坂本、桁沢、寺村、  
中泊、比内沢、大森、宮田、大地田、横枕、浦子内、左通、野田、堀内、栗掛、  
松沢、鷺ヶ台、黒沢、細野、向黒沢

#### (2) 地域の中心の位置

秋田県仙北市西木町上桧木内字中泊

#### (3) 辺地度点数

183点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

#### (道路)

当辺地は、集落が点在し、市の中心地から遠距離に位置している。市道大覚野線は急峻な地形であるため、近年多発する豪雨時には側溝未整備区間において排水機能不全となっており、安全に通行することができないことから、道路利用者の交通の安全性及び利便性を確保するため冠水対策工事を行うことにより、安心と安全の確保にもつながる。

#### (橋梁)

当地域は、集落が点在し、市の中心地から遠距離に位置している。福田橋は国道105号に連絡する市道桁沢福田線に架橋された重要な橋梁であるため、構造物の機能に支障が生じるまえに予防保全の観点から早期補修工事を行うことにより、安心と安全の確保にもつながる。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位:千円)

区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路	仙北市	13,000	0	13,000	13,000
橋梁	仙北市	28,630	0	28,630	28,600
		41,630	0	41,630	41,600

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変更箇所 (変更後計画の 頁、行等)	変更後	変更前
1頁 基本的な事項 (1) 概況 【ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要】 30行目		また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を最小限に留めるとともに、「新しい生活様式」に対応するための各種施策を実施している。
1頁 基本的な事項 (1) 概況 【ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要】 30行目	今後は国家戦略特区の優位性を活かした規制緩和等を積極的に活用し、新たな雇用の場や創業機会を地域内外の多様な人材に広く提供することで、人口減少が進む中でも持続可能で活力のある地域社会を実現する。	今後は市民の暮らしのなかへの実装に向け、先端的サービスの提供とサービスを実現するための規制改革で構成される「スーパーシティ構想」への取組を推進し、SDGs 未来都市として「誰ひとり取り残さない」持続可能な地域社会の形成を進めていく。
2頁 基本的な事項 (1) 概況 【イ 過疎の状況】 15行目	国立社会保障・人口問題研究所によると、近い将来には老人人口が生産年齢人口を上回るとされている。	推計では令和7年には老人人口は生産年齢人口をも上回るとされている。
2頁 基本的な事項 (1) 概況 【イ 過疎の状況】 19行目	国内人口も減少し、本市においても短期間での経済成長や人口の増加は期待できない。その中で人口減少の抑制を図るため、「自然減」と「社会減」に正面から向き合い、SDGs 未来都市として、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりを進める必要がある。	国内人口も減少し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が続いている中、本市においても短期間での経済成長や人口の増加は期待出来ない。その中においては、人口減少の抑制を図るため、「自然減」と「社会減」に正面から向き合い、SDGs 未来都市として、誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくりを進める必要がある。
2頁 基本的な事項 (1) 概況 【ウ 社会経済的発展の方向の概要】 8行目	一方で、後継者問題、経営者の高齢化などの課題も抱えている。	しかし、新型コロナウイルス感染症拡大後は、地域住民と都市部等との交流を行うことが難しくなっている。加えて後継者問題、経営者の高齢化の課題等がある。
2頁 基本的な事項 (1) 概況 【ウ 社会経済的発展の方向の概要】 11行目	本市では、以前から9箇所の水力発電所を有し、消費電力を上回る発電量があることから、非常にクリーンな地域と言える。	本市においては、以前から9箇所の水力発電所を有しており、消費電力量以上に発電していることから、その点においてはクリーンな地域と言える。
2頁 基本的な事項 (1) 概況 【ウ 社会経済的発展の方向の概要】 16行目	また、県外からの市内企業就職希望者を増加させ地域産業を活性化させる。さらに、地域の強みを活かした企業を誘致することで、働きたいと感じる企業を増やし、やりたいことにチャレンジできる環境を整備する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、首都圏企業では密を避け、安全安心に就業できる地方にサテライトオフィスを設置する動きが進んでいる。仙北市へのサテライトオフィス設置の誘致を促進し、新たな産業の創出と若者の雇用機会の確保を目指す。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

3頁 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向 1行目	平成12年には33,000人台だった人口が、5年後の平成17年には32,000人を割り、平成27年には27,000人台、令和2年には24,000人台まで減少している。	平成12年には33,000人台だった人口が、5年後の平成17年には32,000人を割り、平成27年には27,000人台まで減少している。
3頁 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向 3行目	国立社会保障・人口問題研究所によると、近い将来には老人人口が生産年齢人口を上回るとされ、さらに令和22年には人口が14,970人になると推計されている。	国立社会保障・人口問題研究所によると、令和7年には老人人口が生産年齢人口をも上回るとされ、仙北市人口ビジョンでは令和22年には人口が16,743人になると推計されている。
3頁 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向 9行目	産業構造については、昭和35年に就業人口比率の60.8%を占めていた第一次産業が、令和2年にはわずか13.0%となっている。一方、昭和35年の就業人口比率が24.2%だった第三次産業は、令和2年には61.0%となっている。本市の主要産業として第一次産業である農林業と第三次産業である観光業が挙げられるが、昭和35年と令和2年を比べるとそれぞれの就業人口が逆転している状況にある。今後、6次産業化の進展により、産業間の就業人口のバランスが改善されることが期待される。	産業構造については、昭和35年に就業人口比率の60.8%を占めていた第一次産業が、平成22年には僅か13.5%となり、平成27年に若干持ち直し14.1%となっている。一方、昭和35年の就業人口比率が24.2%だった第三次産業は、平成27年には60.7%となっている。本市の主要産業として第一次産業である農林業と第三次産業である観光業が挙げられるが、昭和35年と平成22年を比べるとそれぞれの就業人口が逆転している状況にある。6次産業化が進むことで、産業毎の就業人口のバランスが図られることを期待したい。
6頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 1行目	令和6年度の職員数は665人で、第4次定員適正化計画における目標から13人少ない人数となっている。	市町村合併後最大であった職員数（947人）は、令和元年度には677人となっており、第3次定員適正化計画における削減目標にはわずかに及ばなかったものの、分庁舎方式の継続や行政ニーズの多様化に適応した上で可能な限り職員数の削減に努めた。
6頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 4行目	今後も、指定管理者制度の積極的導入や民間への委託、施設の移譲などにより業務量を縮減するとともに、早期退職制度の拡充などにより効率的な行政運営に努める。	今後も、指定管理者制度の積極的導入や民間への委託、施設の移譲などにより業務量を縮減する一方で、早期退職制度の拡充などにより効率的な行政運営に努める。
6頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 9行目	過疎地域自立促進計画期間（平成22年度～令和2年度）及び過疎地域持続的発展計画期間（令和3年度～令和7年度）内の令和2年度と令和6年度を比較すると、経常収支比率は1.6%増となり、人件費の増加等による義務的経費の増加の影響が見られる一方、実質公債費比率は1.3%減、地方債残高は208億円（約26億円の減）となり、庁舎整備事業等の終了により市債発行額が抑制されている状況にある。しかし今後、学校再編成や市民会館改修事業にかかる大規模建設事業が予定されているほか、病院事業の赤字拡大に伴う一般会計への負担が懸念されており、依然として厳しい財政状況となっている。また物価高騰による影響も先行きが不透明であり、市税の減収や人口減少に伴う公共施設の見直し、経済対策の実施など、本市行財政運営も社会情勢に応じた変化を迫られている。	過疎地域自立促進計画期間（平成22年度～平成27年度及び平成28年度～令和2年度）内の平成27年度と令和元年度を比較すると、実質公債費比率は1.6%減、経常収支比率は7.2%増、地方債残高は220億円（約16億円の増）となり、普通交付税の減収等に伴う経常的収入の減少や庁舎整備事業等の実施に伴う市債発行額の増加により依然として厳しい財政状況となっている。また新型コロナウイルス感染症に係る影響も先行きが不透明であり、市税の減収や衛生、経済対策の実施等本市行財政のあり方も社会情勢に応じた変化を迫られている。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	迫られている。	
6頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 19行目	経常的収入の減少が避けがたいなか、社会情勢に応じた対策を確実に実施していくためにも、投資的経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の統廃合等による維持管理費の削減など財政見直しの取組をより加速化させる必要がある。	経常的収入の減少が避けがたいなか、ウィズコロナ、アフターコロナ等段階に応じた対策を確実に実施していくためにも、投資的経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の統廃合等による維持管理費の削減など財政見直しの取組をより加速化させる必要がある。
6頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 22行目	このような状況にあっても過疎対策事業については、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を実現するという法の趣旨に鑑みて着実に実施していく。	このような状況にあっても過疎対策事業については、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を実現するという法の趣旨に鑑み、コロナ禍においても持続可能な地域社会の形成に向け着実に実施していく。
7頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 4行目	通信体系については、地上デジタル放送への対応は完了している。しかし、観光情報の受発信の加速化やインバウンド対策の観点から、Wi-Fiを中心とした公共無線 LAN の整備がより重要になっている。	通信体系については、地上デジタル放送への対応は済んでいるが、観光情報の受発信の加速化やインバウンド対策などのため、Wi-Fiを中心とする公共無線 LAN の整備が必要度を増している。
7頁 基本的な事項 (3) 行財政の状況 7行目	市営住宅については、老朽化が進んでいる。適正な維持管理に努めつつ、施設の解体や更新を検討していく。	市営住宅については、老朽化した施設が目立つ。適正な維持管理に努めながら、施設の解体や更新を検討していく。
7頁 基本的な事項 (4) 地域の持続的 発展の基本方針 1行目	令和8年度から4年間の、本市の basic 理念や将来像、施策の基本方向等を示した「第3次総合計画」の実現が、地域の自立や過疎からの脱却に結びつく最短・最善の方法であることから、第3次総合計画の基本構想を持続的発展の基本方針とする。  第3次総合計画市政理念 幸福度全国No.1を目指すまち  本市では、市民一人ひとりが、日々の暮らしの中に喜びや充実感を見いだし、未来に希望を抱けるまちを目指してきました。こうした想いをさらに明確にし、今後のまちづくりの指針として設定したのが「幸福度全国No.1を目指すまち」という市政理念です。 ここでいう「幸福度全国No.1」とは、単に数値指標や統計上の順位で測るものではなく、市民一人ひとりが『自分の住むまちは幸福度全国No.1だ』と誇りをもって実感できるまちを意味しています。経済的な豊かさにとどまらず、地域のつながりや支え合い、人との温かな関係	平成28年度から10年間の、本市の basic 理念や将来像、施策の基本方向等を示した「第2次総合計画」の実現が、地域の自立や過疎からの脱却に結びつく最短・最善の方法であることから、第2次総合計画の大きな8つの柱を持続的発展の基本方針とする。  第2次総合計画将来像 「小さな国際文化都市」～市民が創る誇りあるまち～  ～基本理念と将来像～ 第2次仙北市総合計画における基本理念「健やかに美しく輝くまち」は、地域住民と行政が協働のもとで、地域の持つポテンシャルを十分に発揮することにより、産業が活性化し、行政サービスの充実向上が図られ、一人ひとりが生活の豊かさを実感することを目指している。 基本計画（前期）では、本市の課題である「人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり」「移住・定住と交流連携」「新たな産業振興」「心豊かなまちづくり」「市民参画と行政サービスの充実」

## 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	<p>性から生まれる安心感と心の豊かさが満たされる社会の実現を目指すものです。</p> <p>基本構想では、その実現に向けた「7つあるべき姿」と各部局の基本目標を統合し、市民と行政が一体となって進むべき道筋を示しています。“自分らしくやりたいことに挑戦でき、互いに支え合い、誰もが生きがいを感じられる社会”を築くため、今後も市民、地域団体、事業者など多様な主体との対話を重ねながら、計画の実効性を高めていきます。</p> <p>そのために、市役所職員一人ひとりの政策立案力の向上、チームとしての事業遂行力の強化、コストとスピードを意識した事業推進、市民との双方向のコミュニケーションを徹底し、「幸福度全国No.1」を市民が実感し誇れるまちづくりを進めてまいります。</p> <p><b>【7つあるべき姿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①目標を持ち、やりたいことがある人が多いまち</li> <li>②やりたいことにチャレンジしている人が多いまち</li> <li>③日々の暮らしで生きがいを感じている人が多いまち</li> <li>④暮らしの中で、健康になれるよう努力をしている人が多いまち</li> <li>⑤自分のことを大切に思ってくれる人たちがいるまち</li> <li>⑥頼れる人がいるまち</li> <li>⑦自分の居場所や役割があるまち</li> </ul>	<p>を解決するため、101項目の「まちづくりの目標」を設定し、あるべき将来像として「小さな国際文化都市」～市民が創る誇りあるまち～を掲げている。</p> <p>しかし、新型コロナウィルス感染症の拡大により社会秩序が大きく様変わりし、国内交流もままならない現状を踏まえると「小さな国際文化都市」の看板は一旦下ろさざるを得ない。</p> <p>経済の在り方に大きな変化が生じ、様々な場面で新しい生活様式が求められている。食糧自給と地産地消、観光素材の磨き上げ、高齢者や障がい者、子どもたちにやさしいまちづくり、キャッシュレス・タッチレス、リモートワーク・新たな移住定住のかたち・学習、小中学校の職業学習、持続可能な市民病院・診療所経営など新たな課題が山積している。</p> <p>平成30年6月に仙北市は国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた先進的な取組を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定された。</p> <p>SDGsは、「誰ひとり取り残さない」を基本理念に17のゴールを設定しているため、第2次仙北市総合計画基本計画（後期）では、基本構想、SDGs、2つの基本理念を融合する。これまで掲げてきた8つ施策大綱に基づき、すべての施策を17ゴールに関連づけ、課題を解決し、すべての市民が幸せを実感できるまちづくりに邁進するものとする。</p> <p><b>8つのまちづくり基本目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①創造性あふれる産業が息づくまち《産業振興》</li> <li>②人が輝き安心して暮らせるまち《生活安全》</li> <li>③優しさにあふれ健やかに暮らせるまち《健康医療福祉》</li> <li>④自然と調和した潤いある暮らしを実感するまち《環境景観土地利用》</li> <li>⑤個性豊かな心を育むまち《教育文化》</li> <li>⑥誇りある暮らしをつなぐまち《定住》</li> <li>⑦新たに創るゆめのまち《地方創生》</li> <li>⑧みんなが主役協働のまち《住民参画交流》</li> </ul>
8頁 基本的な事項 (5) 地域の持続的 発展のための基本 目標 2行目	<p>本市の場合は平成7年以降「自然減」が続き、「社会減」については平成14年の271人の転出超過をピークに増減を繰り返し、平成28年度以降は、人口減少に伴い縮小傾向にある。</p>	<p>本市の場合は平成7年以降「自然減」が続き、「社会減」については平成14年の271人の転出超過をピークに増減を繰り返しながら、減少傾向にあったが、平成27年以降はほぼ横ばいの状態が続いている。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

8頁 基本的な事項 (5) 地域の持続的発展のための基本目標 5行目	「自然減」の主な要因としては、出生数の減少に伴う人口減少、共働きや核家族化が進んだことによる家庭・地域の子育て環境の変化が挙げられる。「子育て支援保育の充実の満足度」を令和12年度までに 35.0%以上にすることを目標として、保育・子育て環境の充実、学校教育の充実などの施策を進めていく。	「自然減」の主な要因としては、全国及び秋田県全体と同様、平均初婚年齢や未婚率が上昇していること、それに伴う出生年齢の上昇、いわゆる晩婚化等が挙げられる。このような傾向をプラスに転じさせることは難しいため、千人あたりの婚姻率について現状（令和元年）の 3.0%を令和7年度まで維持する目標とする。そのために、出会いの創出やマッチングの支援、保育・子育て環境の充実、学校教育の充実等各種施策を実施していく。
9頁 基本的な事項 (5) 地域の持続的発展のための基本目標 3行目	この「社会減」に歯止めをかけるため、社会増減数を現状（令和6年度）の-164 人から令和12年度までに-152 人とすることを目標として、新たな雇用の場や創業機会を地域内外の多様な人材に広く提供することで、人口減少が進む中でも持続可能で活力のある地域社会を実現する。また、定住・移住対策としては「秋田県移住定住登録」の登録移住者数（累計）を現状（令和7年）の 74 人から令和12年度に 149 人まで増加させる目標として、移住希望者に向けた定住環境の整備等を進める。	この「社会減」に歯止めをかけるため、市内就職率の向上により若者の流出を抑えるとともに、UIJ ターンを含む移住希望者に向けた定住環境の整備等が必要となってくる。社会動態についても自然動態と同様、一朝一夕にはこの傾向をプラスにすることは難しいため、市内従業者数については現状（令和元年）の 8,131 人を令和7年度まで維持する目標とする。さらに、定住・移住対策としては秋田県移住定住登録の登録移住者数を現状（令和元年）の 20 人から令和7年度に 40 人まで増加させる目標とする。
9頁 基本的な事項 (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 3行目	《D0》市役所各担当部局が、計画に基づき事業を実施する。	《D0》市役所各担当部局は、計画に沿って事業を実施する。
9頁 基本的な事項 (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 4行目	《Check》計画の達成状況に関する評価については総合政策審議会において毎年度実施するものとする。審議内容については仙北市ホームページにて公表し、市民向けのアンケートについても毎年度実施し、その結果を公表する。	《Check》計画の達成状況に関する評価については総合政策審議会において毎年度実施するものとする。審議内容については仙北市ホームページにて公表し、市民向けのアンケートについても毎年度実施するものとする。
9頁 基本的な事項 (7) 計画期間	計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。	この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。
11頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 【ア 移住・定住】 5行目	また、現在東京など首都圏で暮らす人の中には、地方に移り住みたいと考えている人が多くなっていることが様々な調査等により判明している。	今般のコロナウイルス感染症拡大の影響もあり、現在東京など首都圏で暮らす人の中には、地方に移り住みたいと考えている人が多くなっていることが様々な調査やアンケート等にて判明している。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

11 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 【ア 移住・定住】 8行目	リモートワークの浸透など新たな生活様式の取組を契機に移住を希望する人へ総合的な移住情報の発信を行うほか、県外からの高校生入学の促進や、新たな家庭を築く世帯などへの支援により、移住に結びつけ、移住後のきめ細かいフォローアップ等とあわせ、移住、定住の促進を図る。	新たな生活様式の取組を契機に移住を希望する人へ総合的な移住情報の発信を行い、移住に結びつけ、移住後のきめ細かいフォローアップ等とあわせ、移住、定住の促進を図りたい。
11 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 【イ 地域間交流】	<p>姉妹都市や有縁・友好交流都市との関係性を深め、市民同士の交流の増加に取り組むほか、国内外からの教育旅行の受入などを拡大しながら、グリーンツーリズムを推進するとともに、本市がSDGs未来都市であることを活かし、より多くの市民の参画をすすめる。また、リトリート推進を含め、これまで以上に交流人口の増加に向けて取り組む。</p> <p>国際交流に関しては、姉妹湖、温泉提携、姉妹校等の繋がりをベースに、台湾との継続的な交流を行うほか、中華圏、欧米豪との交流も進めていく。</p>	<p>国内外からの修学旅行の受入などを拡大しながら、グリーンツーリズムを推進するとともに、本市がSDGs未来都市であることを活かし、より多くの市民の参画をすすめる。これにより、これまで以上に交流人口の増加に向けて取り組む。</p> <p>国際交流に関しては、姉妹湖、温泉提携、姉妹校等の繋がりをベースに、リモートなどの新たな交流の形で、継続的な交流を行う。コロナ禍においても、国際交流への取組も強化していく。</p>
12 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (2) 現況と問題点 【ア 移住・定住】 3行目	移住を希望する方に定住してもらうためには、地域の協力が不可欠である。	移住を希望する方に居を構えてもらうためには、地域の協力が不可欠である。
12 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (2) 現況と問題点 【ア 移住・定住】 6行目	また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、社会環境や生活スタイル、働き方が変化し、生き方自体を見つめ直し地方への関心が高まっているが、地域経済も多大な影響を受けており、現実的にはこれまで以上に地方移住へのハードルは依然として高い。	また、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会環境や生活スタイル、働き方が変化し、生き方自体を見つめ直し地方への関心が高まることが見込まれる。地域経済も多大な影響を受けており、現実的にはこれまで以上に地方移住へのハードルは高いことに変わりない。
12 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (2) 現況と問題点 【イ 地域間交流】 3行目	現在は、グリーンツーリズムやアウトドアアクティビティ、歴史、文化体験を中心に進めているが、高齢化や過疎化による継承者の減少が課題となっている。	現在ではグリーンツーリズムや伝統工芸の体験などを活用しながら進めているが、高齢化や過疎化が進むなかで郷土文化を継承している方が少なくなってきた。
12 頁 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 (2) 現況と問題点	国際交流については、姉妹湖、温泉提携、姉妹校等の繋がりによる台湾からの来訪が増加しており、相互交流の推進が進められている。	国際交流については、台湾をはじめとした海外との交流を継続的に行っているが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、直接的な交流が難しい状況となっている。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

【イ 地域間交流】 5行目		
13頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (3) その対策 【ア 移住・定住】 5行目	併せて、若者の定住促進や移住者の仙北市への定着を図るため、移住・新生活のスタートアップ支援や、住宅取得に対する奨励金を交付する「定住対策推進事業」や市内企業に就職後6ヶ月を経過した市民に対して応援金を交付する「ふるさと就職応援金事業」等の各種助成制度を実施する。	併せて、若者の定住促進や移住者の仙北市への定着を図るため、市内企業に就職後6ヶ月を経過した市民に対して応援金を交付する「ふるさと就職応援金事業」等の各種助成制度を実施する。
13頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (3) その対策 【ア 移住・定住】 10行目	また、仙北市内の移住体験（おためし移住）や、テレワーク・ワーケーションを契機とした移住希望者の増加につなげるため、経費支援を実施する。	また、仙北市内のテレワーク・ワーケーションを契機とした移住希望者の増加につなげるため、経費支援を実施する。
13頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (3) その対策 【イ 地域間交流】 1行目	姉妹都市や、有縁・友好都市との市民同士の交流、グリーンツーリズムや国際交流を、地域間交流の促進に必要不可欠な事業と位置づけ、交流人口の拡大を図る。	グリーンツーリズムや国際交流を、地域間交流の促進に必要不可欠な事業と位置づけ、交流人口の拡大を図る。
13頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (3) その対策 【イ 地域間交流】 5行目	それとともに、収益向上を目指した取組を強化し、地域住民や関係者が一体となり、交流が十分に促進される態勢づくりを行う。	それとともに、安定した収益を確保できる取組を強化し、次世代を担う若年層の参加を促すことで、地域住民との交流が充分に促進される態勢づくりを行う。
13頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (3) その対策 【イ 地域間交流】 8行目	さらに、より広範囲に本市の魅力を伝えるために、SNS等による情報発信力を高めていく。	また、より広範囲に本市の魅力を伝えるために、他県などのグリーンツーリズム関係団体との連絡を密にし、相互の情報発進力を高めるとともに、受入団体同士の交流も活発化させていく。
15頁 移住・定住・地域間 の交流の促進、人材 育成 (4) 計画 1 移住・定住・地	定住対策推進事業費 ①事業の必要性 市内への移住定住を促し、人口減への対策とするとともに地域の活性化を図る。 ②具体的な事業内容 移住促進PRに加え、移住新生活のスタートア	

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

域間交流の促進、人材育成 (4) 過疎地域持続的発展特別事業	ツップに係る経費の一部を助成するほか、移住者が住宅を取得し定住した場合、完納済み固定資産税相当額を3年間奨励金として交付。 ③事業効果 市外からの移住を促進し、相対的な人口減少を抑制することで、過疎地域の活性化と将来に渡る持続的発展に資する事業である。	
	移住体験推進事業費補助金 ①事業の必要性 観光地として認知の高い本市を、移住先として具体的に検討してもらえるよう、周知するとともにお試し移住を経て移住を決断する後押しとするもの。 ②具体的な事業内容 移住を検討している県外在住者が市内で移住体験、住居・生活環境・仕事・教育・病院などを実際に視察・体験することをサポートするとともに、その一部経費を支援。 ③事業効果 市外からの移住を促進し、相対的な人口減少を抑制することで、過疎地域の活性化と将来に渡る持続的発展に資する事業である。	
	角館高校地域みらい留学推進事業費 ①事業の必要性 定員割状態の市内高校への入学者数の増を図るとともに、本人の移住、家族による関係人口の創出、将来的な移住増などを推進するもの。 ②具体的な事業内容 県外からの入学者確保のためのPR・体験入学の実施や、入学後の生活支援などを行う。 ③事業効果 市外からの移住を促進し、関係人口の創出、地域に愛着を持った意志ある若者の育成など、相対的な人口減少を抑制することで、過疎地域の活性化と将来に渡る持続的発展に資する事業である。	
16頁 (4) 計画 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (5) その他		地域プランディングによる観光まちづくり事業（ソフト）
		仙北市ニューネイチャーツーリズム造成事業（ソフト）
		通農体験・農業定住（五感農）事業（ソフト）
		定住対策推進事業費（ソフト）
		移住支援事業費補助金（ソフト）
		結婚新生活支援事業補助金（ソフト）

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		若者マイホーム取得助成金（ソフト）
		テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金（ソフト）
		がんばれ合宿応援事業（ソフト）
		姉妹都市等交流推進事業（ソフト）
17頁 産業の振興 (1) 産業振興の方針 【ア 農業】	<p>本市の農林畜産業は豊かな自然環境を基盤とした独自の魅力と可能性を持っている。</p> <p>県推奨品目や市の重点品目をはじめとする高収益作物を中心に、作付規模拡大や販路拡大を推進し、営農条件が不利となる中山間地域では、地域資源を活かした付加価値の高い農業経営への支援が必要である。</p> <p>高齢化と担い手不足という課題に対しては、青年層の就農者確保が重要であり、ほ場整備による大規模化、農地集積の促進、スマート農業技術の導入等により経営環境の改善を進め、新規就農を含め農業経営に取り組みやすい環境整備に努める。また、農業経営の法人化を推進し、労働環境の整備や幅広く人材を確保する体制の整備を図り、持続可能な農業経営を目指す。</p> <p>水稻単作から安定した複合経営への転換を進め、高収益作物の生産、加工品開発、販路の多様化を通じて、本市農業の可能性を最大限に引き出し、豊かな食文化と活力ある地域を次世代へ継承していく。</p>	<p>恵まれた自然環境を基盤とした農林畜産業は、他地域にはない本市ならではの魅力を持ち、大きな可能性を秘めている。県が推奨する「しいたけ」や「えだまめ」の規模拡大の促進、「ねぎ」の規模や販路拡大、「ダリア」の生産拡大と認知度の向上を目指していく。</p> <p>営農条件が厳しい中山間地域においては、地域資源を活かし付加価値の高い農業経営の実践により、一定の所得が得られるよう支援が必要である。</p> <p>地域基幹産業でありながら、急速に進む高齢農業者のリタイヤや、担い手不足と厳しい情勢が続く中、いかに青年層の新規就農者を確保していくかが課題となっている。こうした状況を打開するためにも条件整備として、大規模圃場整備が進められ、水田の大規模化や畠地化、農地集積による高収益作物の産地づくりで農業生産性の向上を実現し、生産コストの縮減を図りながら、将来の地域農業を担う農業者が作業しやすい条件を整えていく。集約された農地で効率よく農業を行うことは、農業生産率が上がり、農業人口の減少問題を回避できるものと期待されている。</p> <p>農業経営の法人化は、これから農業施策の柱の一つとなり、労働環境の整備、農業内外からの人材確保や新規就農者の受け皿にもなる。また、経営継承を円滑に進めることができる。有能な後継者の確保と地域農業をけん引する担い手育成につながるための法人化を推進し、さらなる就農者の確保として、農業育成研修への参加を支援していく。</p> <p>さらに、スマート農業を活用した多様な取組を推進し、労働力の省力化・食料の自給率の安定化を目指していく。</p> <p>本市の農業経営の形態は稻単作経営から複合経営へと転換し、果樹や花きの複合化の進展も増え、米依存からの脱却が確実に進んでいる。稻作のほかにも伝統野菜や高付加価値園芸作物、薬や健康食品原料、更には果実的野菜などの生産、加工品開発やそれに合わせた販路の細分化・重層化を行い、本市農業の持つ可能性を発揮できる環境を整え、豊かな食や活力ある地域を次世代へ引き継いでいく。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

<p>18 頁 産業の振興 (1) 産業振興の方針 【エ 商工業】</p>	<p>◎商工業振興…人口減少を踏まえた上での、持続可能な商工業振興 ◎企業立地の推進と企業活動支援…市内産業の後継者及び担い手の確保 ◎物産振興…生産環境の向上支援。複合経営。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が安心して暮らせるよう所得の向上と定住人口の確保のため雇用の場を確保し、地域資源を活かした産業創出を図る。</li> <li>・新たな起業や企業立地促進により、雇用や新分野進出の機会が増えることを目指すとともに、後継者不足による廃業を防ぐため事業継承の支援にも取り組む。</li> <li>・商業活力向上への取組を強化し、賑わいのある街を目指す。</li> <li>・高齢化に対応する買い物支援などまちづくりと一体となった環境づくりを推し進める。</li> <li>・物産の振興として、国指定伝統的工芸品「樺細工」を始めとする伝統工芸品等については、技術継承、販路拡大等を支援する。また、特産品である「西明寺栗」などはブランド力向上を図るとともに、新商品開発等を支援する。</li> </ul>
<p>18 頁 産業の振興 (1) 産業振興の方針 【オ 観光】</p>	<p>本市には、非常に多くの観光資源が点在しており、カテゴリとしては「農村・営み」「自然・温泉」「歴史・伝統」の3つに区分される。この3つのカテゴリが本市観光における最大の強みとなっており、区分ごとに有形・無形の様々な観光資源を有している。田沢湖、角館、西木の各地区それぞれの3つの強みを“面”で発信するとともに、自然の恩恵に触れ価値のある体験の施策を展開していく。</p> <p>来訪者の滞在満足度向上や今まで以上の情報発信に加えて、観光地としての安全安心に関わる質の向上に取り組み、仙北市ならではの日常の価値の維持・継承、新たな特色ある観光メニューを創出する。さらに、他観光地との広域連携を図りながら、滞在型、周遊型、通年型の観光地づくりを進め、観光客満足度の向上による「選ばれる観光地の形成」、観光客リピーター率の向上などにより年間入込客数500万人、年間宿泊者数50万人の復活、さらなる増加を目指す。</p>	<p>本市は、美しい自然や歴史、文化など多くの観光資源に恵まれているだけでなく、人のぬくもり、やさしさなど有形、無形の様々な観光資源を有している。観光誘客のため、田沢湖、角館、西木の各地区が持っている自然環境や文化などの特長を活かした施策を展開していく。</p> <p>本市の観光を形作っている自然環境や農山村風景、歴史・文化、クニマス里帰りや自然エネルギーと言った環境教育的要素など、豊富な観光資源の価値を今まで以上に活用する。ウィズコロナ下で観光地としての安全安心に関わる質を上げる取組をし、アフターコロナには、その取組や経験を活かした新たな特色ある観光メニューを創出する。さらに他観光地との連携を図りながら、滞在型、周遊型、通年型の観光地づくりを進め、まずはコロナ禍前の年間入込客数5百万人、年間宿泊者数50万人の復活、そしてその後、さらなる増加を目指す。</p>
<p>18 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【ア 農業】</p>	<p>本市の農業における基幹作物は、「あきたこまち」を中心とした水稻で、令和6年度時点では約3,131ヘクタール、本市農地に占める割合は約66%となっている。転作では比較的圃場整備が進んでいる地域では大豆・えだまめ、中山間地域ではそばの作付が進んでいる。</p> <p>高収益化に向け、シャインマスカット等の果樹、夏イチゴ・トマトの施設栽培といった新規作物への期待が高まっている。一方で、兼業率の高さと従事者の高齢化により離農と後継者不足が深刻化し、耕作放棄地の増加が懸念される。</p> <p>畜産は「米に次ぐ重要部門」と位置付けられ</p>	<p>本市の農業においては、基幹作物の水稻「あきたこまち」を中心に、作付面積は令和2年度現在で3,265ヘクタール、本市農地に占める水稻の割合は、67%を占めている。湿田が多いことから非主食用米への転作の割合が高くなっている。水田転作の状況は飼料作物、そば、大豆が増加傾向にある。比較的圃場整備が進んでいる地域は、大豆、えだまめなどで、中山間地域の比較的作業条件の悪い地区では、そばの転作が増加している。新規作物としては、シャインマスカット等の果樹栽培に着目し、今後の高収益作物として期待されている。しかし、高い兼業率と農業従事者の高齢化が進み、産業としての</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

<p>、耕畜連携の強化などに取り組んでいるが、ここでも高齢化と後継者不足が課題となっている。安全・安心な畜産物の安定的供給に向けた取組において、大覚野牧場への放牧による飼養業務の省力化や自然交配によるコスト抑制を図っているほか、仙北市堆肥センターでは家畜排せつ物を堆肥化し、家畜排せつ物の適正管理を支援するとともに、耕種農家の堆肥活用を通じて循環型農業を支える役割を担っている。</p> <p>人材面では、40歳代以下の農業従事者拡大を目標に、農業次世代人材投資事業等を活用して新規就農者の確保を図っている。就農後も収益性と生産性向上に取り組み、地域の安定供給機能を維持することが求められる。販売面では、事前契約や複数年契約など需要連動型の生産で出荷体制の安定化を推進しているほか、米以外の品目では顧客ニーズに即した品目の選定と生産に努め、加工品開発を含む6次産業化によって付加価値を高め、所得向上を図っている。</p> <p>本市は「ながいも」「山の芋」などの伝統的な作物に加え、医薬品や健康食品の原料となる作物にも挑戦しており、一定の市場評価を得ているものの、これらを原料とした加工品の展開や産地化やブランド化、作付拡大は十分に進んでいないため、市場戦略と6次産業化の一体的な取組推進が必要である。</p>	<p>農業を担う後継者不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加が懸念されている。</p> <p>このため、農業の将来を担う後継者や新規就農者にとって、魅力的でやりがいのある産業とするため、農業経営や新規就農のための支援策を実施し、安定した農業経営と有効的な農地の活用を行う必要がある。</p> <p>畜産においては、依然として高齢化や後継者不足が続いているものの、耕畜連携の強化など積極的な施策の展開により、米に次ぐ農業の重要な部門として位置づけられている。安全安心な畜産物の生産を継続するためには、家畜排せつ物の適正管理による環境への負担軽減、作業の効率化によるさらなるコスト低減や経営体質の強化への取組を進める必要がある。仙北市堆肥センターの稼働で、家畜排せつ物の適正な処理によって堆肥化し、生産される堆肥の利用促進を耕種農家に図ることによって、畜産農家と耕畜連携による循環型農業を確立する役割を担っている。</p> <p>40代以下の農業従事者の拡大を目標に、農業次世代人材投資事業がスタートし、就農準備段階や経営開始時の支援によって、新規就農者の減少に歯止めをかけている。そして、農業者の高齢化と減少は急速に進む中であっても、生産性と収益性が高く、農産物の安定供給の役割を果たすため、持続的な発展が求められる。</p> <p>米は事前契約や複数年契約などによる需要と結びついた生産で価格の安定化を図り、その他の作物は顧客のニーズにあった生産と消費者に支持される品目の選定が必要となる。更には加工品販売に向けた6次産業化の推奨で農産物に付加価値を付け、農業者の所得向上を目指す。</p> <p>本市は、「ながいも」や「山の芋」のように地域に根付いた作物が作られる一方、近年では医薬品や健康食品の原料となる作物の生産が始まることなど、様々な作物が作られ市場や購買者から高い評価を得ている。</p> <p>しかし、それらの生産物を原料とした加工品や、作付拡大を含めた産地化への取組が進んでいない現状にある。</p> <p>食の安全安心や、生活スタイルの変化に合わせ多様化する消費者ニーズにしっかり対応する商品が求められている。「作ったから売る」のではなく、「売れる物を作る」必要がある。</p> <p>そして、今とこれから通信技術の飛躍的進歩を見据えると、世界を視野にインターネットを高度活用した、消費者が馴染みやすく購入しやすい</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		アプローチがより重要になっている。
19 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【イ 林業】 4行目	このことから、林家が森づくりに対する意欲を失い、伐採及び植栽後の放置林が急増している。更に、相続放置や遠隔地在住者による管理不全も見られる。市内の人工林は伐採適期を迎えており、管理の手が十分に回っていない状態にある。林業に意欲がある者への林業施業の集約化や低成本で効率的な作業システムの普及・定着等が課題である。	このことから、林家が森づくりに対する意欲を失い、伐採及び植栽後の放置林が急増している状況にある。林業に意欲がある者への施業集約化や低成本で効率的な作業システムの普及・定着等が課題である。
19 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【工 商工業】	<p>◎人口減少や、域外消費の割合が増えていること等により、市内の販売店や飲食店が影響を受け、市内消費額の減少に比例するように商店等構成の魅力が減少している。</p> <p>◎少子高齢化や県外就職が増えていること等により、技術者や労働者のほか経営者にあっても人材確保が困難となっている。</p> <p>◎特産品や工芸品は、観光客の現地での買い控え等による販売量・額の減少のほか生産現場においては原材料の確保に苦慮する場面が増えてきている。</p>	市内では、消費者ニーズの多様化、消費者の行動広域化などにより、商品販売額、従業員数、商店数等の減少が続いている。中心市街地の商店街については空き店舗が目立ち、多様なニーズへの対応が求められている。また、人口減少、超高齢化社会の影響を受けて、生産年齢人口の減少が顕在化しているなか、地場企業をはじめ伝統工芸品産業など全業種的に人手不足が深刻化し、人材確保が困難となっている。
19 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 5行目	歴史文化については武家屋敷通り周辺が観光の軸となっており、桧木内川堤のソメイヨシノや武家屋敷通りのシダレザクラ、角館のお祭りなどを観光資源として活かしている。また、素朴で美しい農山村風景が広がるエリアでは、グリーン・ツーリズムなどの農山村体験を通じた、都市農村交流が盛んである。	歴史文化については武家屋敷通り周辺が観光の軸となっており、桧木内川堤のソメイヨシノや武家屋敷のシダレザクラ、角館のお祭りなどを観光資源として活かしている。また、素朴で美しい農山村風景が広がるエリアでは、グリーン・ツーリズムなどの農村体験を通じた、都市農村交流が盛んである。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 2行目	しかし、以前は500万人を超えていた観光入込客数は、コロナ禍でこの状況が悪化し、アフターコロナには390万人台まで回復しているもののコロナ禍前までは回復していない状況である。	しかし、以前は6百万人を越えていた観光客数は、コロナ前の直近3ヶ年でも5百万人台前半で推移しており、コロナ禍でこの状況はさらに悪化している。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 6行目	<p>①冬季観光客が少ない</p> <p>観光客の入り込み数を季節別に見ると、12月から3月に訪れる観光客数が少なく、毎年そのような状況が続く傾向にある。誘客コンテンツとなる小正月行事は担い手の減少などで継承保存が難しくなってきており、</p>	<p>①冬季観光客が少ない</p> <p>観光客の入り込み数を季節別に見ると、12月から2月に訪れる観光客数は全体の10%にも満たない状況となっており、年々減少する傾向にある。誘客コンテンツとなる小正月行事は担い手減少で維持保存が困難となってきているほか、スキーパーも極端に減少してきている。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 10 行目	②観光地間のアクセスが不十分 二つの秋田新幹線乗降駅があることや、秋田空港からも比較的近距離にあるという立地のため、首都圏から短時間でアクセスできるようになっている。季節によるニーズ変動も大きく、市内の観光地から観光地への定期的な二次アクセスの構築が難しい。	②観光地間のアクセスが不十分 二つの秋田新幹線乗降駅があることや、秋田空港からも比較的近距離にあるという立地のため、首都圏から短時間でアクセス出来るようになっているが、ニーズの季節変動も大きく、市内の観光地から観光地への定期的な二次アクセスを構築し難い。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 14 行目	③情報発信の不足 本市観光ウェブサイトは、情報提供としては機能しているものの、プロモーション効果からすると旧態依然であり、大幅な見直しが必要である。若い年代ではSNSによる情報、年齢を重ねるについて旅行雑誌やTVの旅行番組などを情報源とする調査結果から、あらゆる年代の方に認知いただくきっかけとしてSNSによる情報発信のほか、旅行雑誌への広告掲載、観光キャラバンなどの対面による情報発信の機会が必要である。	③情報発信の不足 本市観光ウェブサイトは、情報提供としては機能しているものの、プロモーション効果からすると旧態依然としており、大幅な見直しが必要である。また、コロナ禍では観光キャラバンの実施ができず、対面での情報発信の機会も不足している。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】		④接遇態勢が不十分 市内観光地各所に対して、お客様への接遇対応や、お土産の品揃えに対する研究、飲食等の料金設定など、お客様ファーストではないとの声などが寄せられることがある。旅行者個人の価値判断や好みの違いはあるものの、「おざってたんせの心」(おざってたんせ=どうぞいらしてください)の意識高揚を図り、観光客が本市で楽しいひとときを過ごすことが出来るよう努める必要がある。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 20 行目	④施設の老朽化 地域住民は勿論、観光客の皆様にも利用されているレクリエーション施設やトイレなどの施設の多くが、老朽化などの理由により不具合があつたり使用できなくなっているため、早期の改修や整備、あるいは廃止が必要となっている。	⑤施設の老朽化 地域住民は勿論、観光客にも親しまれているレクリエーション施設の多くが、老朽化などの理由により使用出来なくなっているため、早期の改修や整備、あるいは廃止が必要となっている。
20 頁 産業の振興 (2) 現況と問題点 【オ 観光】 24 行目	⑤日帰り、通過型の傾向 本市を訪れた観光客の宿泊率が低く、日帰り、通過型の傾向が現れている。観光消費額の増加のためにも、宿泊型、連泊型の観光を推進していく必要がある。	⑥日帰り、通過型の傾向 本市を訪れた観光客の宿泊率は県平均より高いものの漸減しており、日帰り、通過型の傾向が現れている。観光消費額の増加のためにも、宿泊型、連泊型の観光を推進していく必要がある。
20 頁 産業の振興 (3) その対策 【ア 農業】	・生産基盤の強化と作物振興 仙北市では、水稻や大豆・そばなどの土地利用型作物の生産性向上を図るために、大区画圃場整備を進め、担い手への農地集積を加速するとともに、スマート農業の導入による農業経営環境の改善を支援する。また、えだまめ・アスパラガス・花きなどの園芸作物に加え、シャインマスカットや夏イチゴ・トマトの施設栽培などの新たな高収益作物の取組を推奨し、主産地化とブランド化を目指す。	基幹作物の水稻「あきたこまち」や大豆、そば等の土地利用型の作物を中心に、アスパラガス、えだまめ、花き等の園芸作物の生産性向上や生産コストの低減を図るために、大区画圃場等の生産基盤の整備を進め、担い手等への農地の集積を加速する。また、シャインマスカット等の新規作物の作付を推奨して、生産振興と主産地化、ブランド化を進める。さらに、日本型直接支払制度等の制度を有効に活用し、作物作付、地力増進、景観形成等により農地保全に努め

## 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

<p>また、日本型直接支払制度を活用して、作物作付や適切な農地保全に努め、不作付地の解消を図る。</p> <p>・多様な農業経営体の育成</p> <p>認定農業者の育成、集落営農や農業生産法人の立ち上げ支援、親元就農や農外参入を含む新規就農者の確保に取り組むとともに、就農希望者には技術習得のための研修参加を支援し、就農後は県・市・JA・農業士による継続的なフォローアップ体制を整える。</p> <p>また、農地中間管理機構を中心に、県や関係団体と連携して担い手への農地集積と経営規模拡大を推進する。</p> <p>・販路拡大と付加価値向上</p> <p>地域内消費拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを強化し、「顔の見える流通」を推進する。農商工連携による付加価値の高い農産物生産と新事業創出、販路拡大を支援し、農業者の生産意欲向上を図る。需要と結びついた主食用米生産で安定した出荷体制の確立を目指し、園芸作物はJA等と連携した販売先確保と経路拡大を進める。</p> <p>・畜産振興と複合経営の推進</p> <p>夏山冬里方式による公共牧場への放牧を推進し、夏季の飼養労働負担軽減と複合経営を促進するとともに、牧場での自給飼料の増産・安定確保に努め、肉用牛生産基盤の強化、産地化を進める。飼養頭数の拡大により、効率的で低コストな畜産経営を目指し、ICT活用による生産性向上の支援や家畜排せつ物処理施設をフル活用し、循環型農業の促進を図る。</p> <p>・6次産業化と市場志向の強化</p> <p>地産地消推進のため、直売所や加工の取り組みを支援し、6次産業化拡大につなげる。プロダクトアウトからマーケットインへの視点転換を促し、地区・年齢層・嗜好などターゲットを明確にしたブランド確立を目指す。インターネット産直サイトを活用した少量・規格外品の取引機会拡大を支援し、生産者の「はじめの一歩」を後押しする。また、6次産業化を進める上で重要な加工業者・販売業者とのマッチングを広い視野で支援する。</p> <p>以上の対策を総合的に推進することで、農業者の所得向上と担い手の確保を図り、仙北市農業の活性化と持続的発展を目指す。</p>	<p>、不作付地の解消を図る。</p> <p>認定農業者の育成、集落営農や農業生産法人等の立ち上げ、親元就農、農外参入も含めた新規就農者の育成等、多様な農業経営体の形成を図りながら、農地中間管理機構を中心とした担い手への農地集積や経営規模の拡大に向けて、県や関係農業者団体と協力し推進する。</p> <p>地域で生産された農産物の地域内消費の拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを強め、顔が見える流通の取り組みを一層推進する。また、農家が付加価値の高い農作物を生産し農商工連携に取り組むことで、新たな事業を生み出し、販路拡大への取り組みを進める。農業者の販路の選択肢が増えれば農業者の生産意欲の向上にもつながるものと考える。</p> <p>夏山冬里方式で資源を合理的に利用できる公共牧場への放牧を推進し、夏の飼育労働負担の軽減を図る。それにより浮いた労働で他部門の作付導入をし、畜産農家の複合化を推進する。また、放牧頭数を増やすことで、循環を活かした低コストで持続可能な牧場経営を目指す。</p> <p>段階的な草地整備改良や牧場用機械の整備を進め、高栄養な草地の拡大で自給飼料の安定を確保し、肉用牛のブランド化を推進する。</p> <p>ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上を支援し、安全安心な商品の提供につなげる。</p> <p>家畜排せつ物処理施設の機能の強化を支援する。</p> <p>就農に向け、必要な技術習得のため研修への参加を支援し、次世代を担う農業後継者の育成や人材確保に努める。就農後は、県や市、JAや農業士などの指導によるフォローアップ支援も実施する。</p> <p>需要と結びついた主食用米の生産で、価格の安定と販売を目指す。</p> <p>園芸作物については、JA等と連携するなど、販売先の確保で販売経路の拡大を目指す。さらに、地産地消の推進で、直売所や加工などの取り組みを支援し、6次産業化の拡大につなげ、生産の意欲を高める。</p> <p>プロダクトアウト（作り手の理論や計画を優先させる方法）からマーケットイン（需要を優先し商品を企画・開発・提供すること）への視点の転換を促す。需要を、どの地区に、どの年齢層に、どんな趣向に見出すのか、ターゲットを絞ることがブランドの確立につながる。</p> <p>インターネットの世界には、既に複数の産直サイトが存在する。これらは大市場と違い、少</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		<p>量でも規格外品でも取引が可能である。「不安だけど少しやってみよう」そんなはじめの一歩を後押しする。</p> <p>6次産業化（生産・加工・販売）は、自分一人で完結させるのはとても困難である。安心して任せられる加工業者や販売業者とのマッチングを、広い視野で支援する。</p>
22頁 産業の振興 (3) その対策 【工 商工業】	<p>◎魅力的な商店等が生まれ、市内経済が活発化するよう、創業に向けた勉強会や、事業力の強化に向けた支援制度を実施する。</p> <p>◎創業（スタートアップ）支援、立地（進出や誘致）の推進、雇用拡大や雇用環境の向上支援。</p> <p>◎特産物や工芸品の関係・協力機関（組合等）との連携深化により、原料確保や後継者育成、販路拡大を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいのある商店街づくりのため、商工関係団体への支援や助成を拡充するほか、空き店舗対策、起業への機運を高める取り組みを充実させる。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、「新しい生活様式」など環境の変化への取り組みを支援する。</li> <li>・中小企業活性化支援事業等により、市内の中 小企業支援のための経営に資する支援や資金面での支援等の取り組みを充実させる。また、意 欲ある事業者の新たな活動、農業分野との連携事業などへの支援を充実させる。</li> <li>・企業立地奨励金事業の実施等、雇用の場の確 保のため企業を支援し、企業誘致を推進する。</li> <li>・伝統的工芸品等については、後継者育成事業、都内で行われる展示会参加などに対し継続的に 支援を行う。また、特産品については、異業種間 の連携による商品開発などを支援するほか、新型 コロナウイルス感染症の影響下でも販路拡大を 図るためITを活用した取り組みを支援する。</li> </ul>
22頁 産業の振興 (3) その対策 【オ 観光】 1行目	本市の観光を形作っている自然環境や農山村風景、歴史・文化などは、先人が築いてこられたかけがえのない財産である。	本市の観光を形作っている自然環境や農山村風景、歴史・文化などは、かけがえのない財産である。
22頁 産業の振興 (3) その対策 【オ 観光】 4行目	<p>①豊富な観光資源の活用と更なる掘り起こし</p> <p>本市の豊富な観光資源のさらなる価値を向上させるとともに今まで以上に活用し、増加傾向にある外国人旅行者などを含め、新たな特色ある観光メニューを創出する。また、他観光地との連携と冬季観光の強化を図り、周遊型、通年型の観光地づくりを推進していく。</p> <p>更に、地域に眠っている観光資源を掘り起こし磨きをかけ、観光資源として有用なものにする。中でも田沢湖は従来の物見遊山的観光から、クニマスを核とした自然環境教育や最新のアウトドアアクティビティの拠点としてPRとともに、総合的に田沢湖の魅力を高めていく。</p>	<p>①豊富な観光資源の活用と更なる掘り起こし</p> <p>本市の豊富な観光資源の価値を引き出すとともに、今まで以上に活用し、増加傾向にある外国人旅行者に特化したメニューなどを含め、新たな特色ある観光メニューを創出する。また、他観光地との連携と冬季観光の強化を図り、周遊型、通年型の観光地づくりを推進していく。</p> <p>更に、地域に眠っている観光資源を掘り起こし磨きをかけ、観光資源として有用なものにする。中でも田沢湖は従来の物見遊山的観光から、クニマスを核とした自然環境教育や最新のアウトドアアクティビティの拠点としての魅力開発に努め、総合的に田沢湖の魅力を高めていく。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

22 頁 産業の振興 (3) その対策 【才 観光】		② 受入態勢づくり 訪れる人たちと地域の人たちの交流、心と心のふれあいを通して本市の良さを知ってもらうために、おもてなしの心の醸成や、ウィズコロナ、アフターコロナの観光客ニーズに応えられるような宿泊施設やお土産開発に努めるほか、アフターコロナに向けて、外国人が気軽に旅行出来るよう多言語での案内表示や施設の整備をさらに進める。観光客が満足し、再訪したいと思っていただけの受入の資質向上に努める。
22 頁 産業の振興 (3) その対策 【才 観光】 18 行目	③観光情報の発信と情報の収集	④観光情報の発信と情報の収集
22 頁 産業の振興 (3) その対策 【才 観光】 24 行目	④観光と農林業、商工業の連携	⑤観光と農林業、商工業の連携
22 頁 産業の振興 (3) その対策 【才 観光】 3行目	⑤ほんものと出会える体験型観光の推進	⑥ほんものと出会える体験型観光の推進
24 頁 (4) 計画 2 産業の振興 (1) 基盤整備 農業		農業夢プラン型戦略作物等生産基盤拡大事業 (園芸機械施設等整備)
		薬用作物等産地拠点化支援事業
		草地畜産基盤整備事業(草地整備型) 公共牧場整備事業
	夢ある園芸産地創造事業費補助金	
	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	
(3) 経営近代化施設 農業		元気な中山間資源を活かす生産体制整備事業費補助金 (園芸機械施設等整備)
(9) 観光又はレクリエーション		平福記念美術館冷温水発生機更新事業
	仙北市活性化施設整備事業	鎌足活性化施設整備事業
(11) その他		FIS モーグルワールドカップ開催事業費負担金(ソフト)
	アグリフロンティア育成研修費補助金(ソフト)	未来農業のフロンティア育成研修費補助金(ソフト)

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	農林業者研修集会施設管理運営費	農林業者研修集会施設整備事業費
		都市農村交流施設整備事業費
		機構集積支援事業費補助金（ソフト）
	農地利用効率化等支援交付金事業（ソフト）	農地利用最適化交付金事業（ソフト）
		ほ場整備区域地力増進作物作付事業費補助金（ソフト）
		機構集積協力金推進事業費（ソフト）
		就職支援・職場定着対策事業（ソフト）
		中小企業新貸付利子補給金（ソフト）
	物産展等出展支援事業補助金（ソフト）	
	首都圏域就職イベントへの市内企業出展支援（ソフト）	
	奨学金返還支援制度に関わる企業負担の支援（ソフト）	
（5）産業振興促進事項 （i）計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日	令和3年4月1日～令和8年3月31日
27頁 地域における情報化 （1）地域における情報化の方針 【情報・通信】	<p>地域住民が情報通信技術を活用できる生活に密着した情報通信基盤の環境整備については、地理的不便性故の時間的制約や非効率性などの問題を克服する上で効果が大きいことから、光ファイバ等の高速情報通信基盤の整備を促進し、都市部と過疎地域において格差が生じないよう取り組む。</p> <p>魅力あるサービスの創出や事業所との連携等により情報受発信能力を向上させ、IoTやAIなどの革新的技術を産業や医療・福祉、教育等の様々な分野で活用することで、住民生活全般にわたる多様なサービスの価値を高め、新たな価値を生み出す。これにより他の地域との情報格差を是正して住民生活の利便性の向上を図るとともに、電子申請などの行政サービスのデジタル化を推進し、災害や感染症のまん延等緊急時への対応について取り組む。</p> <p>また、地域住民全てが情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるようデジタル人材の育成に取り組み、情報通信技術の利用が不得手な方への支援を強化する。</p>	<p>地域住民が情報通信技術を活用できる生活に密着した情報通信基盤の環境整備については、地理的不便性故の時間的制約や非効率性などの問題を克服する上で効果が大きいことから、これからも先進的な高度情報通信ネットワーク等の情報通信基盤整備を促進する。</p> <p>魅力あるサービスの創出や事業所との連携等により情報受発信能力を向上させて住民生活全般にわたる多様なサービスの価値を高め、新たな価値を生み出すことにより、他の地域との情報格差を是正して住民生活の利便性の向上を図るとともに、災害や感染症のまん延等緊急時への対応について取り組む。</p>
27頁 地域における情報化 （2）現況と問題点 【情報・通信】 6行目	近年のスマートフォン等の普及やインターネットを利用した個人の情報発信、アプリケーション等の増大に対応したネットワークインフラの高速化・大容量化に伴い、通信網のデータトラフィックが飛躍的に増加しており、情報通信基盤の更なる整備・強化が求められている。	

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

27頁 地域における情報化 (2) 現況と問題点 【情報・通信】 14行目	今後は、情報通信基盤の維持管理や更新及び発展に対応した市民サービスの質の向上が求められるとともに、少ない人口で地域経済・社会を持続的に発展させていくための情報化・デジタル化の推進が必要となっている。	今後は、情報通信基盤の維持管理や更新及び発展に対応した市民サービスの質の向上が求められる。
28頁 地域における情報化 (3) その対策 【情報・通信】	<p>情報通信基盤の他の地域との格差是正及びこれまでの情報通信サービスの継続と向上を図るため、国や県、関係団体などと連携を図りながら光ファイバ等の高速情報通信基盤の整備・維持管理や更新などについて対応する。</p> <p>IoTやAIなどの革新的技術を産業や医療・福祉、教育等の様々な分野で活用し、地域課題の解決や新しいサービス、ビジネスの創出を促進する。また、電子申請などの行政サービスのデジタル化を推進し、市民サービス及び行政事務の効率化やマイナンバー制度利活用による行政サービスの質の向上に努める。</p> <p>また、職員のデジタル対応力向上と専門人材の育成に重点的に取り組み、この知見を地域全体のデジタル化推進に活かす体制を構築する。庁内デジタル人材が中心となって、オープンデータの活用促進やデジタルによる市民サービスを展開し、地域全体のデジタルリテラシー向上を図るとともに、新たな技術についての理解と利活用の促進を地域全体に広げていく。</p> <p>これらの取組を通じて、地域における情報化を推進し、地域格差の解消や住民の利便性向上を図るとともに、各種産業、教育、医療、福祉等の分野におけるネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス、ビジネスの創出により、過疎地域の持続的発展につなげていく。</p>	<p>情報通信基盤の他の地域との格差是正及びこれまでの情報通信サービスの継続と向上を図るため、国や県、関係団体などと連携を図りながら情報通信基盤の維持管理や更新などについて対応する。講習会等地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会等を提供するとともに、地理的な制約、年齢、心身の状態、経済的な状況その他の要因による格差が生じないよう利用しやすい環境を整備し、多様な情報サービスを実感できるための取組を推進する。また、災害などに備え公共施設や避難場所、更には観光施設など多くの人が集まる場所にWi-Fiを中心とする公衆無線LAN環境整備の必要性が高まっていることから、利活用に向けて取り組みを進める。</p> <p>緊急時における業務継続対策については、施設の長寿命化や電源設備等の強化を図るとともに自家発電を設置するなどして基幹業務システムの運用停止時間を極力抑えることにより、安定した行政サービスの提供に努める。</p> <p>光ファイバーなどの利用技術の高度化に伴い、市民サービス及び行政事務の効率化やマイナンバー制度利活用による行政サービスの質の向上に努める。</p>
(4) 計画 地域における情報化 (1) 電気通信施設等情報化のための施設 プロードバンド施設		観光施設 Wi-Fi 事業
(3) その他		総合情報センター設備更新事業
		ICTセキュリティ対策事業（ソフト）

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

30 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 【ア 市道】 3行目	令和7年4月1日現在、実延長 887.472km、改良率は 64.2%、舗装率は 62.5% となっている。しかし改良率、舗装率ともまだまだ低く、また歩行者空間の整備が立ち遅れていることから、今後も計画的に整備を進めていく。	令和3年4月1日現在、実延長 885.645km、改良率は 64.0%、舗装率は 62.3% となっている。しかし改良率、舗装率ともまだまだ低く、また歩行者空間の整備が立ち遅れていることから、今後も計画的に整備を進めていく。
30 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 【ア 市道】 6行目	計画時における水準は、改良率、舗装率とも令和12年度末までに概ね 1.0% 増を目標に整備を進める。	計画時における水準は、改良率、舗装率とも令和8年度末までに概ね 1.0% 増を目標に整備を進める。
30 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 【イ 農林道】 6行目	※計画時における水準は、農道、林道とも令和12年度末までに概ね 1.0% 増を目標に整備を進める。	※計画時における水準は、農道、林道とも令和8年度末までに概ね 1.0% 増を目標に整備を進める。
30 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 【ウ 交通】 3行目	第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道については、運行の継続に必要な支援を行いながら、秋田県と沿線自治体が連携し、二次アクセスの改善など利便性の向上に努め、沿線地域や関係団体と一緒に地域観光資源の掘り起こしやブラッシュアップにより観光路線としての魅力向上を図る。	第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道については、運行の継続に必要な支援を行いながら、沿線二市が連携し、二次アクセスの改善など利便性の向上に努め、沿線地域や関係団体と一緒に地域観光資源の掘り起こしやブラッシュアップにより観光路線としての魅力向上を図る。
30 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) 現況と問題点 【ア 市道】 1行目	市道などの整備については、令和7年4月1日現在の実延長 887.472km、改良率は 64.2%、舗装率は 62.5% となっている。	市道などの整備については、令和3年4月1日現在の実延長 885.645km、改良率は 64.0%、舗装率は 62.3% となっている。
31 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) 現況と問題点 【イ 農林道】 4行目	林道等の整備状況は、令和7年4月現在、路線数 99 路線、総延長 156.2km、作業道路線数 97 路線、延長 144.8km となっている。林道現況密度は 1ha 当たり 5.5m で、秋田県の 1 ha 当たり平均 7.2m を下回っている。市内林道は令和7年8月の豪雨災害により多大な被害を受け、復旧までに長期間を要することが想定される。また、市内林道の林道橋は老朽化により安全性に問題が見られる箇所がある。	林道等の整備状況は、令和3年4月現在、路線数 101 路線、総延長 156.5km、作業道路線数 97 路線、延長 144.8km となっている。林道現況密度は 1ha 当たり 5.5m で、秋田県の 1 ha 当たり平均 7.2m を下回っている。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

31 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) 現況と問題点 【ウ 交通】 2行目	しかしながら、路線バスについては路線の統廃合や減便といった整理合理化が進められているほか、秋田内陸縦貫鉄道においては経常欠損額が多額であることから経営が厳しく、その維持が極めて厳しい状況である。	しかしながら、路線バスについては路線の統廃合や減便といった整理合理化が進められているほか、秋田内陸縦貫鉄道においては経常欠損額が多額であることから存続の危機に面しているなど、その維持が極めて厳しい状況である。
31 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) その対策 【ア 市道】 4行目	市道などの整備については、歩行者や交通量に配慮した安全安心な交通の確保を重視しながら、緊急性、重要性に応じた計画的な整備を行う。  道路の除雪については、年次的な除雪機械の導入を進めるとともに、除雪路線の見直しを実施し、作業時間の短縮と作業効率の向上を図り、安全安心な市民の通勤、通学路の確保に努める。	市道などの整備については、歩行者や交通量に配慮した安全安心な交通の確保を重視しながら、特に基幹集落を結ぶ生活道路は、緊急性、重要性に応じた計画的な整備を行う。  道路の除雪については、年次的な除雪機械の導入を進め、路線の組み替えなどにより作業時間の短縮と作業効率の向上を図り、安全安心な市民の通勤、通学路の確保に努める。
32 頁 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) その対策 【イ 農林道】 4行目	林道等については、木材生産コストの低減、森林の維持・管理費用の軽減のため、継続的かつ計画的に林道や作業道・作業路の整備、林道橋の長寿命化を進める。豪雨災害の影響を受けた林道については早期の復旧を目指す。	木材生産コストの低減、森林の維持・管理費用の軽減のため、継続的、計画的に林道や作業道・作業路の整備、林道橋の長寿命化を進める。
(4) 計画 4 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 市町村道 道路		神代中央線 改良舗装 L=684m W=11m
		荒屋敷下延線 改良舗装 L=2196m W=6.5m
		田町山公園線 改良舗装 L=520m W=6m
		神代西明寺線 改良舗装 L=350m W=7.0m
		舟場前田線 改良舗装 L=140m W=4.2m
		仙岩団地南2号線 改良舗装 L=120m W=5m
		柏林1号線 改良舗装 L=220m W=2.5m
		生保内中央線 側溝改良 L=50m
		大沢田子ノ木線 側溝改良 L=200m
		釣田線 側溝改良 L=130m
		西広久内町後1号線 側溝改良 L=165m
		舟場前田線 側溝改良 L=192m

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		久保菅谷線 側溝改良 L=400m
		夏瀬線 改良舗装 L=1620m W=3.6m
		町屋線 改良舗装 L=545m W=5m
		三嶋線 改良舗装 L=315m W=3.6m
		若松線 改良舗装 L=433m、W=3.5m
		堂野口流雪溝整備 L=32m
(5) 鉄道施設等 鉄道施設		秋田内陸縦貫鉄道安全対策事業
		秋田内陸縦貫鉄道中村踏切安全対策負担金
(8) 道路整備機械 等	雪寒地域建設機械整備費	雪寒地域機械整備費
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業		生活バス路線対策費（ソフト）
		生活路線代替バス運行費（ソフト）
		秋田内陸線通学定期補助金（ソフト）
(10) その他	国道46号「高規格道路」盛岡秋田道路整備推進 事業（ソフト）	国道46号「地域高規格道路」盛岡秋田道路整備 推進事業（ソフト）
	高規格道路大曲・鷹巣道路整備推進事業（ソフト）	地域高規格道路大曲・鷹巣道路整備推進事業（ソ フト）
	生活バス路線対策費（ソフト）	
	生活路線代替バス運行費（ソフト）	
	秋田内陸線通学定期補助金（ソフト）	
36頁 生活環境の整備 (1) 生活環境の整 備方針 【ア 上水・飲料 水】	市内の安定給水を確保するため、仙北市水道 施設耐震化計画により、耐震診断を順次実施し 、水源や浄水場などの老朽化した施設を計画的 に更新・改良し耐震化を進める。管路について は、病院・避難所などの重要施設へつながる主 要管路の耐震化、並びに老朽管の更新を優先し て進める。  また、水道未普及地域の安定した生活用水確保 のため、地域のニーズや緊急性、それぞれの地域 の水需要状況などの変化を把握し、施設整備を計 画的に行う。	市内には水道未普及地域が多く存在している が、近年、地下水の枯渇や水質汚濁が問題視さ れていることから、地域のニーズや緊急性を考 慮し、優先度により整備を進める。  整備の水準は、令和12年度末までに71.05%の 普及率を目標とする。  また、令和元年度仙北市水道事業アセットマネ ジメントにより、施設の老朽化対策が急務である ことから市内の老朽化した施設や管路を計画的 に更新し、併せて有効率の向上や施設の耐震化を 図りたい。
36頁 生活環境の整備 (1) 生活環境の整 備方針 【イ 下水】 2行目	本市では、公共下水道事業、集落排水事業、合併 処理浄化槽事業を運用しており、今後も安定した 運営を継続し、生活環境の確保、自然環境の保全 に努める。	本市では、公共下水道事業、集落排水事業、合 併処理浄化槽事業を導入して生活排水処理対策を行 っており、今後についてもこれらを継続し、環 境の向上に努める。  事業全体の普及率を令和12年度末までに 83.4%にすることを目標とする。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

36 頁 生活環境の整備 (1) 生生活環境の整備方針 【ウ 火葬場】	公衆衛生及び公共の福祉の観点から、地域における火葬業務を円滑に遂行することが求められている。一方で、人口減少が進行しているものの、当面は一定の利用が見込まれる状況にある。そのため、計画的な施設・設備の改善を進めるとともに、斎場の広域化や施設の延命化を視野に入れた対策が必要である。これらを踏まえ、大曲仙北広域市町村圏組合の整備計画に基づき、当面は既存施設との両輪による安定的な稼働に努める。	公衆衛生その他公共の福祉の観点から、地域の火葬業務を支障なく行う必要があるが、施設や設備などの老朽化に伴い、改修が欠かせなくなっている。 人口は減少しているが、当分の間は一定数の需要があることが想定されるため、計画的に施設や設備の修繕を行なながら、広域化を視野に入れた対策が必要である。 そのため、大曲仙北広域市町村圏組合の整備計画に基づきながら、しばらくは両輪での安定稼働に努める。
36 頁 生活環境の整備 (1) 生活環境の整備方針 【オ 廃棄物処理】 2行目	その処理には、処理過程での自然環境への配慮やリサイクル、ごみの減量化への取組などを進めていく必要があることから、将来的な発生量と処理・処分量を把握し、適切な処理と施設の維持管理に努めていく。	廃棄物の処理には、処理過程での自然環境への配慮やリサイクル、ゴミの減量化への取組などを進めていく必要があることから、廃棄物の将来的な発生量と処理・処分量を把握し、適切な処理と施設の維持管理に努めていく。
37 頁 生活環境の整備 (1) 生活環境の整備方針 【キ その他】		・空き家や老朽化した施設等についても解体又は適切な管理を実施する。
37 頁 生活環境の整備 (2) 現況と問題点 【ア 上水・飲料水】	<p>上水道は、令和6年度末現在、給水戸数7,060戸、給水人口15,245人、年間有収水量1,694,382m<sup>3</sup>となっている。急激に進む人口減少と節水型社会の普及による需要の減少から、有収水量は減少傾向であり、平成30年度から7箇年連続の赤字経営となっている。</p> <p>また、昭和40年代から50年代に建設された施設や管路が多く存在しているため、施設・管路の多くが老朽化に伴う更新時期を迎え、年間約100件の漏水修理が行われている。給水量のうち、使用料として収入につながった水量の割合を示す指標である有収率は令和6年度末で52.85%となり、県内最下位となっている。更新費用の確保が必要であることから、令和6年度から2年間、段階的に水道料金改定を実施している。</p>	<p>現在実施中の水道未普及地域解消事業については、国庫補助事業として令和7年度の事業完成を目指し、順調に進行している。以降の計画については、地域のニーズや緊急性を考慮し検討していきたい。</p> <p>また、老朽化対策として施設や管路の更新を順次計画的に進めていく必要性があるが、財源としては一部の繰入金や企業債の借入が主なものであり、大規模な更新が難しいものとなっている。</p> <p>平成29年度の簡易水道統合や給水人口等の減少に伴い、平成30年度から3箇年連続の赤字経営となっている。令和4年度には経営健全化や今後の更新需要に伴い、持続可能な水道事業を目指し、料金改定を検討している。</p>
37 頁 生活環境の整備 (2) 現況と問題点 【イ 下水】	<p>人口減少等に伴い、使用料収益が減少する一方で、昭和から平成初期にかけて整備した施設の老朽化に係る修繕費等の増加がみられ、収支の悪化が懸念される。</p> <p>処理区域の拡大など積極的な未普及地域の解消は控え、合併処理浄化槽の個人設置に係る補助などを行い、会計負担を削減することで収支の安定化を図りつつ、環境保全にも配慮していく。</p>	<p>施設が老朽化し、修繕等経費が増加している。</p> <p>人口減少への対応として、処理施設の統合など機能的、経営的な構想策定が必要である。</p> <p>住民の理解を得ながら、下水道計画に基づき未普及地域への浄化槽設置事業（個人設置型）などを進め、公共水域を保全する必要がある。企業的収支の視点での、健全な経営を行っていく必要がある。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	企業的収支の視点での、健全な経営を行っていく必要がある。	
38 頁 生活環境の整備 (2) 現況と問題点 【ウ 火葬場】	大曲仙北広域市町村圏組合が運営する北部斎場では、現在、計画されていた大規模改修工事が実施されており、令和7年7月16日から令和8年3月27日までの期間に、機械設備工事及び電気設備工事等が行われている。これにより施設の機能維持及び安全性の向上が図られる。一方で、地域の人口減少に伴い、将来的な火葬需要の変動が懸念される中、安定的な火葬業務の継続には課題がある。特に施設の老朽化や利用者数の減少に対応するため、大曲仙北広域市町村圏組合との連携強化を図りつつ、効率的な運営体制の構築と業務の充実が求められる。	大曲仙北広域市町村圏組合が運営している「北部斎場」は数年後に大規模改修される予定である。今後も安定的に火葬需要に対応するため、大曲仙北広域市町村圏組合との連携による火葬場施設の充実が必要である。
38 頁 生活環境の整備 (2) 現況と問題点 【オ 廃棄物処理】	本市で排出されるごみは、4種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ）に分別するよう指導をしており、ごみの総量は近年、およそ9,000t／年を割り込む程度で推移している。資源化率に関しては6～7%台と低位に留まっており、国（19.5%）や県（13.6%）の掲げている目標値とは大きくかけ離れている。（本市目標、12.7%以上） 新たな制度が制定され、最新施設を整備しごみの排出抑制や資源のリサイクル推進を訴えたとしても、ごみの減量化や資源化率の向上には、排出者である市民一人ひとりの協力と意識向上が不可欠である。	本市で排出されるごみは、4種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ）に分別するよう指導をしており、本市のゴミの総量は近年、およそ10,000t／年程度で推移している。資源化率に関しては6～7%台と低位に留まっており、国（27%）や県（16.9%）の掲げている目標値とは大きくかけ離れている。（本市目標、12%以上） 新たな制度が制定され、最新施設を整備しごみの排出抑制や資源のリサイクル推進を訴えたとしても、ゴミの減量化や資源化率の向上には、排出者である市民一人ひとりの協力と意識向上が不可欠である。
39 頁 生活環境の整備 (2) 現況と問題点 【キ その他】		・使われなくなった施設等の老朽化や、空き家等の問題もあり、防災・防犯上の観点からも計画的に解体を進めていく必要がある。
39 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【ア 上水・飲料水】	持続可能な事業運営を行うため、施設の統廃合やダウンサイ징等を検討しながら、水道事業ビジョン及びアセットマネジメントを踏まえた重要度、優先度を基に更新整備を実施し、維持管理を含めた施設全体のコストの減少に努める。 また、災害に強く上下水道インフラを構築できるよう、更新コストが過大となる一部過疎地域で上下水道への接続を必要としない水インフラ実現のため、小規模分散型水循環システム等をはじめとした新たな技術の活用を検討する。	水道事業の経営効率化、職員の確保、技術レベルの維持向上、技術の継承、危機管理体制の強化などを図る目的で、民間企業の豊富な人的資源、ノウハウや技術力を活用する。 水道施設の維持管理については、平成28年度から一部委託を開始し、平成30年度から市内全域において、水道施設維持管理業務委託を開始している。 また、料金徴収等業務委託についても平成27年度から使用開始や中止の受付、料金の収納や電算処理、検針業務などを民間委託し、サービスの向上、業務の効率化、コストの縮減に努めている。 水道未普及地域解消事業としては、現計画である山谷川崎地区は令和5年度、卒田地区について

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		は令和7年度の事業完成を目指し、水道事業の安全性や安定性などを引き続き周知し、普及率・加入率の増加に努める。
39 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【イ 下水】	<p>収益面について、仙北市下水道事業経営戦略に沿い5年ごとに使用料改定の必要性を検証し、一定規模の営業収益の確保に努めるとともに、覚書に基づき財政部局と協議のうえ一定規模の一般会計繰入を継続する。また事業の実施にあたっては国庫補助金等活用可能な財源を確保ししていく。</p> <p>費用面について、企業債に過度に依拠した投資を控え、負債残高と支払利息負担の減少を図る。処理場のダウンスペック、統合も視野に入れた運用方法の検討や管渠、処理場設備における適切な長寿命化工事の実施により維持費、修繕費等の増加を抑制する。</p> <p>これら収益、費用面の対策により経営基盤を確立するとともに、適切な点検や維持管理により下水道設備に係る事故等を未然に防止し、安定したサービスの提供を継続していく。</p>	<p>下水道が普及し、汚水処理水量が増えると処理に要する経費も増加していく。施設の老朽化による修繕も必要となる。維持管理費の軽減につながる設備の設置等を検討する。</p> <p>公債費支出額は、歳出全体の概ね半分を占める。建設経費にかかる元利償還金は当面の間、財政運営に大きな影響を及ぼす見込みのため、低利率の借入をするほか、借換債の機会があれば積極的に利用する。</p> <p>使用料収入の確保及び施設の利用効率の改善を図るために、広報などにより未接続世帯の早期接続に向けた取組を行っていく。</p> <p>事業を運営する主な収入となる使用料の改定が必要であることから、経営情報などを市民に周知し、理解を得ながら適切な時期・改定額を検討する。</p> <p>公共下水道・集落排水・合併浄化槽の各種事業を、地域の特性に合わせながら選択し、効果的な処理方式を進めていく。</p>
40 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【エ 消防・救急施設】 2行目	消防団活動については、団員数の確保が困難な状況であるが、女性団員の活動は活発化している。男女関係なく、積極的な入団募集に努め、団員獲得に向けて各種イベントでの呼びかけ等を行う。また、消防団員の待遇改善や消防施設の充実強化に努め、消防団員の魅力を発信する。	消防団活動については、団員数の確保が依然として難しく、女性団員の活躍は活発化している。有事の際は、OB なども含め地域全体で災害対策を行う機運を高めていく。
40 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【オ 廃棄物処理】	ごみの減量化や再資源化を進めていくためには、ポスター掲示やチラシ作成・配布などの紙媒体を用いた啓発活動にとどまらず、SNS 活用による広報等を展開するなど、より効果の高い啓発を進めていく。また、ごみの排出抑制、再生利用、排出方法等に関する情報を提供するとともに、市・住民・事業者を含めた各主体が連携協力をを行い、ごみの減量化・資源化の体制づくりに取り組んでいく。	ごみの減量化や再資源化を進めていくためには、ポスターの掲示やチラシの作成・配布などの紙媒体を用いた啓発活動にとどまらず、それらと関連したイベント活動を展開するなど、より効果の高い啓発を進めていく。また、ゴミの排出抑制、再生利用、排出方法等に関する情報を提供するとともに、市・住民・事業者を含めた各主体が連携協力をを行い、ゴミの減量化・資源化の体制づくりに取り組んでいく。
40 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【カ 住宅・公園】 1行目	公営住宅の建設促進について、子育て世帯や高齢者世帯に配慮した公営住宅の整備を社会経済情勢の変化を見極めつつ検討を行う。	公営住宅の建設促進について、子育て世帯や高齢者用に特化した公営住宅の整備を社会経済情勢の変化を見極めつつ検討を行う。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

40 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【カ 住宅・公園】 3行目		一般住宅については、住宅リフォームに対する補助を実施し、住宅改善と生活環境の向上を図っていく。
40 頁 生活環境の整備 (3) その対策 【カ 住宅・公園】 8行目	地元に密着した公園として、地域住民の健康づくりの場、休養の場、都市農村交流の場、地域間交流の場として利用の促進を図っていく。	地元に密着した公園として、地域住民の保健、休養の場、都市農村交流の場、地域間交流の場として利用の促進を図っていく。
41 頁 (4) 計画 生活環境の整備 (1) 水道施設 上水道		水道未普及地域解消事業(山谷川崎地区)
(4)火葬場		北部斎場改修事業
(5)消防施設	消火栓交換工事事業	
(6)公営住宅	市営住宅管理運営費	市営住宅管理運営費事業
(8)その他		庁舎耐震化事業(田沢湖総合開発センター耐震補強改修工事)
	都市計画マスタープラン策定事業改定及び立地適正化計画策定事業 (ソフト)	都市計画マスタープラン策定事業 (ソフト)
		住宅リフォーム促進事業
42 頁 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び 増進 (1) 子育て環境の 確保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進の方針 【ア 高齢者等の 保健及び福祉】	高齢者が生き生きと活動し、健康の喜びを実感できるよう健康寿命の延伸に向けた健康増進事業を推進するとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者、児童など制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けて、暮らしのなかにある生活課題を市民が「我がこと」として捉えることができる地域づくりや、相談機関の協働による課題解決のネットワークの構築に向けて、仙北市の医療・保健・福祉・介護の各部門が一体となって取り組みを進める。	<p>高齢化の進む本市では、元気な高齢者の生きがいづくりのため、閉じこもりがちな高齢者には社会参加を促し、社会的孤独の解消や自立生活の助長、介護予防に努めていく必要がある。</p> <p>要介護高齢者や一人暮らしの高齢者に対して、各種サービスを充実させるとともに、在宅介護を行う家族のための支援を行う。</p> <p>高齢者が住み慣れた家庭や地域で自分らしい暮らしをできるだけ長く続けることが出来るような取組を進める。</p> <p>これらの支援に加え、高齢者が生きがいを持ち、明るく健やかな生活を営むことが出来る地域社会の形成のため、介護予防を重点とするサービスの提供、生きがいづくりや健康づくりのための環境整備など、保健・福祉のネットワークづくりを進める。</p> <p>障害者総合支援法の制定により「地域社会と共生のまちづくり」を目指していくことが求められている。障がい者本人を中心とする個別の支援を、より効果的、効率的に行っていくための基盤づくりを進める。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

<p>42 頁 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 【イ 子育て環境の確保】 1 行目</p>	<p>こども家庭センターの設置に伴い、妊娠婦や子ども、子育て家庭に対する一体的な支援を提供していく。また、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を官民一体となって行い、少子化に歯止めをかけるために、さまざまな場面で取り組み実施する。</p>	<p>出会いから、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を官民一体となって行い、現在の出生数を保てるよう、様々な場面で取組を実施する。</p>
<p>42 頁 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) 現況と問題点 【ア 高齢者等の保健及び福祉】</p>	<p>仙北市の人口は、令和5年9月30日現在で23,611人、65歳以上の高齢者人口は10,544人で総人口の44.66%を占め、高齢の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加によって、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が予想される。</p> <p>その一方で、現役世代の人口は今後一層の減少が見込まれるため、高齢者や障がい者、生活困窮者を支える人的基盤の確保が大きな課題となっており、地域の多様な支援のニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応し、高齢・障がいといった分野を超えて総合的な支援を提供することが必要となっている。</p> <p>また、健康を保ち自立した生活を送るために、自身の健康意識を高め、病気の早期発見、早期治療に努めることが不可欠である。本市では各種健診やがん検診等を実施し、疾病予防や生活習慣の見直しの必要性を呼びかけているが、全体的な受診率は横ばい状態にある。</p> <p>障がい者の地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスを充実させ、日常生活、社会生活を総合的に支援している。障がい者手帳交付件数は1,700件程度となっており、その内、身体障害者手帳が約70%を占めており、近年は療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付件数が増加傾向にあり、身体障害者手帳の交付件数は減少傾向となっている。障がい者手帳所持者の年齢別割合は、65歳以上が約65%程度を占めている。</p>	<p>本市の人口は、令和2年9月30日現在で25,441人、うち65歳以上の高齢者人口は10,788人で総人口の42.40%を占め、高齢の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加によって介護サービスの需要が増加、多様化することが想定される。</p> <p>一方で、現役世代は減少し、地域の高齢者を支える人的基盤の確保は喫緊の課題となっている。令和2年度9月30日現在の要介護（要支援）認定者数は2,272人となっており、介護度別に見ると要支援1（200人）、要支援2（241人）、要介護1（563人）、要介護2（353人）、要介護3（279人）、要介護4（369人）、要介護5（267人）となっている。今後、介護認定者も増加が見込まれることから、医療・保健・介護・福祉が連携してのサービスの充実と質の向上が重要課題となっている。</p> <p>高齢者が住み慣れた地でいつまでも元気に健やかに生きがいを持って安心して生活していくよう、健康維持のための介護予防と重度化防止、超高齢社会を迎え認知症の問題が深刻となっている。認知症初期の支援のあり方や社会資源をどのようにするか、また、地域の支え合い体制をどのように構築及び強化するかなど認知症対策が重要な課題となっている。</p> <p>本市の保健体制は、早期発見、早期治療を基本とし、特定健診、後期高齢者健診、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）、骨粗鬆症健診、高齢者歯科口腔健診などを実施しているが、全体的な受診率は低下傾向にある。</p> <p>障がい者の地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスを充実させ、日常生活、社会生活を総合的に支援している。障がい者手帳交付件数は2,000件程度となっており、その内、身体障害者手帳が約80%を占めており、近年は療</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

		<p>育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付件数が増加傾向にあり、身体障害者手帳の交付件数は減少傾向となっている。障がい者手帳所持者の年齢別割合は、65歳以上が約70%程度を占めている。</p> <p>近年、介護者の高齢化に伴い、障がい者が在宅で暮らすことが困難になるケースが増えてきたことから、更なる在宅サービスの充実が求められている。また、地域で安心して生活するためには、障がい者に対する周囲の理解促進や、差別解消についても、一層進めていく必要がある。さらに、増加傾向にある精神障がい者について、支援体制の充実化が必要になっている。</p>
43頁 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進  (2) 現況と問題点 【イ 子育て環境の 確保】 1行目		<p>不妊に悩む夫婦や産前・産後ケア及び養育支援が必要な家庭が増加しており、安心して出産育児ができる環境の整備が必要となっている。また、当市の幼児・児童の虫歯罹患率が高いことも課題である。</p>
43頁 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進  (2) 現況と問題点 【イ 子育て環境の 確保】 1行目	子育世代の減少に加え、未婚や晩婚化が進行しているため、平成25年までは150人前後で推移していた出生数が令和2年には92人、令和7年には68人まで減少していることから、今後も減少傾向が続くことが想定されている。	子育て世代の減少に加え、未婚・晩婚化の進行などもあり、平成25年までは150人前後で推移していた出生数が、令和2年には92人までに減少し、今後も減少傾向が続くことが想定されている。
43頁 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進  (3) その対策 【ア 高齢者等の 保健及び福祉】	<p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 高齢者が住み慣れた地域で過ごすことができるよう、在宅での生活基盤の強化を図るとともに、自立支援（生活支援サービス）や身近な集いの場での心と体の健康づくりによる介護予防を積極的に推進していく。</p> <p>医療・福祉・保健・介護の関係各機関との連携を強化するとともに、地域の社会資源（社会福祉法人、シルバーパートナーセンター、NPO法人、宅配サービス等）の有効活用を図りながら、高齢者のニーズに沿った生活支援サービスや介護サービスの提供に努める。</p> <p>(2) 健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進 高齢期には、加齢に伴う心身ともに虚弱な状態であるフレイルの状態が顕著に進行するという特性がある。また、複数の慢性疾患を保有しフレ</p>	<p>多くの高齢者は介護が必要となっても、在宅で暮らしたいと望んでいる（令和2年度アンケート調査）。可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進する。</p> <p>上記対策を進めていく一方で、身体上または精神上著しい障害により、常に介護が必要で、在宅では適切な介護を受けることが困難な方もいる。このような高齢者などが生き生きと自立した生活ができるよう、介護保険施設整備を支援していく。</p> <p>65歳以上の全ての方を対象とし、介護予防の普及啓発（健康講話会、予防教室の開催）を図る。地域組織の支援・育成、また、介護保険法のサービスを受けることの出来ない、日常生活に支障がある方には、生活支援ヘルパーの派遣、一時入所</p>

## 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

<p>イル等を要因とする老年症候群の病状が混在するため、包括的な健康管理がより重要になる。</p> <p>健康寿命の延伸を図るために、高齢者一人ひとりの心身の課題に対し、きめ細やかな対応を行うことが求められる。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」で健康課題のある高齢者を対象としたハイリスクアプローチ事業や、地域住民を対象としたポピュレーションアプローチ事業を実施し、高齢者一人一人への対応や地域全体へのアプローチを行うことで、健康寿命の延伸を目指す。</p> <p>（3）地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>住み慣れた地域で自分らしい暮らし続けられるように「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく。</p> <p>地域内で安心して過ごし続けられるように総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議等を通して関係者間で地域課題等の情報共有と多職種による連携により、高齢者等の地域住民に対する支援につなげる。</p> <p>近年、医療・介護双方のニーズを持つ方が増加しており、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層重要となっている。高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごせるよう、在宅医療・介護が切れ目なく繋げられるための相互の連携強化を図る。</p> <p>また、地域における認知症への理解が進められるよう環境を整え、認知症になんでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症施策の充実を図る。</p> <p>地域には様々な課題があるが、それらの課題の解決に向けて、地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議を開催し、会議の積み重ねにより抽出された地域課題について、地域ケア推進会議に集約しながら課題に対応する施策を推進していく。</p> <p>（4）地域共生社会の実現</p> <p>地域住民が抱える様々な課題が複雑化し、既存の制度では対応が困難なケースが増加している。「地域共生社会」を実現するためには、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり地域を創っていく必要がある。</p> <p>地域丸ごとのつながりの強化を図るため、生活支援体制整備事業を推進し、支え合い協議体や生活支援コーディネーターの役割の充実を図る。地</p>	<p>の支援を行い日常生活の継続と自立支援を図る。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることが出来るよう、認知症施策推進事業を展開する。二次医療圏域も含め認知症ケアパスや認知症連携ツール、認知症カフェなどに取り組みながら、認知症センター養成講座を通じて認知症の正しい知識の普及に努める。</p> <p>介護者や周囲の方々も適切な対応ができ、認知症の方やその家族を見守る体制をつくる。併せて認知症の早期発見と軽度のうちに医療に結びつける初期集中支援推進事業を展開していく。また、高齢者が地域社会の中で、自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていくような環境づくりを行い、生きがいをもって明るく生き生きと暮らせる地域づくりを推進する。</p> <p>検診事業の一環として、平成21年度から国の研究事業である「大腸がん検診の研究(比較試験)」を行い受診率の向上に努めている。</p> <p>地域での生活を望む障がい者が、希望に沿った生活を送ることが出来るように、平成31年4月に整備した地域生活支援拠点を中心に、相談支援や在宅サービスの充実、関係機関との連携による体制の充実を図る。</p> <p>また、障がい者が在宅で安心して暮らすために日常生活用具の支給や、住宅改修費補助などを必要としている方へ提供し、生活の向上を図り、財産管理や身上監護を必要とする方へ成年後見制度の利用を促進する。</p> <p>就労面においては、ハローワークや、秋田県南障害者就業・生活支援センター等と連携し就労支援を行う。また今後、障がいを理解してもらうための研修会等を開催し、障がいについての理解促進を図る。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	<p>域の住民や元気な高齢者に地域の担い手として積極的な社会参加を促し、支援を必要とする方を支える側として活躍できる場の創出を目指す。</p> <p>また地域を基盤とする包括的支援の強化を図るため、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分ではない方への権利擁護と成年後見制度の普及促進を図る。</p>	
<p>44 頁 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進 (3) その対策 【イ 子育て環境の 確保】</p>	<p>少子対策として、これまで保育料や給食費の無償化、高校生までの医療費助成の拡充など、経済的負担の軽減等の施策を行ってきたが、今後はさらに、若者や子育て世代が働きやすく暮らしやすい環境づくり、安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実、そして「子育てしやすいまち」として選ばれるための魅力づくりといった取り組みを行う。</p> <p>子育てをしている中で社会から孤立しないよう、情報提供や社会情勢に合わせた事業を展開していく。不安や悩みを抱えている親に対する育児支援が大切となっているため、通常保育、一時預かり、子育て支援拠点事業を実施するとともに、病児保育などの実施を進めていく。</p> <p>こども家庭センターの業務として、地域内の子育て支援ネットワークの構築を図り、市内に居住するすべての子ども（18歳未満）とその家庭、妊産婦等への総合支援を行うとともに、各種相談機能を強化する。</p> <p>「仙北市こども計画」に基づき、未来を担う児童の健やかな成長と安心して子育てができる生活環境の構築を目指し、様々な施策に取り組んでいく。</p> <p>特定不妊治療への補助や安心子育て応援事業として支援プラン作成、産前産後支援、新生児訪問等、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っていく。また、フッ化物洗口事業を保育園・こども園から中学生まで行うほか、妊婦期間中の歯科健診を無料で1回行い、継続した歯科保健対策にも力を入れていく。仙北市に在住の乳幼児や小中学生等の医療費の軽減と安心して医療を受けられる体制整備を目的に医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>子育てや結婚に結びつけるための「出会い」についてはデリケートな部分もあるが、様々なシチュエーションで出会いの場を設け、出会いへの第一歩が踏み出しやすい環境を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化とともに少子化も進んでいる現在、従来にも増して子どもを健やかに生み育てる環境づくりが求められていることから、地域金融機関との連携により、子育て世代に特化した経済支援を行う。</li> <li>・子育てをしているなかで社会から孤立しないよう、情報の提供や世情に合わせた母子健康事業を展開する。不安や悩みを抱えている親に対しての育児支援が大切となっているため、通常保育、一時預かり、子育て支援拠点事業を実施する。病児保育などの実施も検討する。</li> <li>・地域内の子育て支援ネットワークの構築を図り、市内に居住するすべての子ども（18歳未満）とその家庭及び妊産婦等への総合支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を設置するなど各種相談機能を強化する。</li> <li>・次世代育成支援行動計画に基づき、未来を担う児童の健やかな成長と安心して子育てができる生活環境の構築を目指し、様々な施策に取り組んでいく。</li> <li>・特定不妊治療への補助や安心子育て応援事業として支援プラン作成・産前産後支援・訪問指導、養育訪問（家事支援）等、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っていく。また、フッ化物洗口事業を保育園・こども園から中学生まで行うほか、妊婦期間中の歯科健診を無料で1回行い、継続した歯科保健対策にも力を入れていく。仙北市に在住の乳幼児や小中学生等の医療費の軽減と安心して医療を受けられる体制整備を目的に医療費の自己負担分を助成する。</li> <li>・子育てや結婚に結びつけるための「出会い」についてはデリケートな部分もある。様々なシチュエーションで出会いの場を設け、出会いへの第一歩が踏み出しやすい環境を提供していく。</li> </ul>
<p>(4) 計画 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進</p>	<p>社会福祉法人はなさき仙北補助金</p>	

## 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

(2)認定こども園		
(3)高齢者福祉施設 その他		地域密着型サービス施設等整備事業補助金
(9)その他		健康づくり推進員活動事業（ソフト）
		健康づくり人材育成事業（ソフト）
		プールリフレッシュ教室（ソフト）
		仙北市地域子育て拠点事業（ソフト）
		在宅子育てサポート事業（ソフト）
		誕生祝支給事業費（ソフト）
	こども家庭センター運営事業費（ソフト）	
	育児支援金給付事業費（ソフト）	
	妊婦のための支援給付事業費（ソフト）	
		介護予防・日常生活総合事業（ソフト）
		包括的支援事業（ソフト）
	訪問型サービスA事業	
	通所型サービスB事業	
	訪問型サービスD事業	
	運動器機能向上事業	
	介護予防普及啓発事業	
	地域住民グループ支援事業	
	地域リハビリテーション活動支援事業	
	介護予防ケアマネジメント事業	
	在宅医療・介護連携推進事業	
	認知症初期集中支援推進事業	
	認知症地域支援・ケア向上事業	
	地域ケア会議推進事業	
	認知症高齢者地域支援事業	
	家族介護者交流事業	
	介護用品支給事業	
	成年後見制度利用事業	
	認知症サポーター養成事業	
	配食サービス事業	
		生きがい活動通所支援事業（ソフト）
	高齢難聴者補聴器購入費助成事業（ソフト）	
48頁 医療の確保 (1)医療の確保の	将来、本市指定医療機関において看護師等の業務に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、看護	将来、本市指定医療機関において医師等の業務に従事しようとする学生へ、修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、医師をはじ

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

方針	<p>師をはじめとする医療従事者の確保を図る。</p> <p>本市が担うべき医療を適切に実施するため、関係機関との連携を強化し、支援を得ながら医療従事者の充足を目指し、持続可能な医療提供体制の構築を図る。</p> <p>本市は人口減少が進む過疎地域である一方、毎年多くの観光客が訪れる観光地でもある。このため、医療従事者不足を解消し、市民はもとより観光客などに対しても安全・安心な医療を提供する。</p> <p>医療機器の計画的な整備・更新を行い、持続的な医療を提供する環境を整備することで、市民の健康的な生活に寄与する。</p>	<p>めとした医療従事者の確保を図る。</p> <p>本市の担うべき医療を適切に実施し、関係機関との連携強化・支援を得ながら医師の充足を図り、持続可能な医療提供体制の構築を目指す。</p> <p>本市は人口減少が進む過疎地域である一方、毎年多くの観光客が訪れる観光地であることから、医師不足を解消し、市民はもとより観光客などへも安全安心の医療を提供する。</p> <p>医療機器の整備・更新を計画的に行い、持続的な医療を提供する環境を整え、市民の健康的な生活に寄与する。</p>
48頁 医療の確保 (2) 現況と問題点 3行目	<p>しかし、人口減少に伴う医療人材の担い手不足が深刻化し、高齢化社会と相まって複雑多様化する患者ニーズへの柔軟な対応が困難な状況にある。特に、2つの市立病院（田沢湖病院・角館総合病院）を取り巻く環境は日々厳しさを増しており、経営の健全化はもとより、看護師をはじめとする医療従事者の人員不足は深刻化しつつある。</p> <p>市立田沢湖病院は、秋田県からの派遣医師を含む常勤医7名と、関係医療機関からの非常勤医師の支援を得ながら診療科目を維持している。市立角館総合病院は、急性期医療を中心とした医療を提供しており、関係機関等から常勤医師の派遣や非常勤医師の応援を得ながら多様な疾患に対応できる体制の構築を目指すとともに、今後も仙北市の中核病院としての役割を果たすため、機能を含めた検討が不可欠となっている。</p> <p>また、4つの診療所の内訳は、市立診療所が西明寺、桧木内、神代の3箇所、市立歯科診療所が田沢湖歯科診療所の1箇所である。そのうち2箇所は常勤医師が不在であり、常勤医師がいる西明寺診療所においても70代と高齢化している。さらに、医療機器については開設当時から使用しているものもあり、経年劣化が見られるため、将来にわたる持続的な医療提供への影響が懸念されている。</p>	<p>しかし、新臨床研修制度・専門医制度が始まって以降、医師をはじめとする医療資源の不足が深刻化し、高齢化社会と相まって複雑多様化する患者ニーズに柔軟な対応が出来るか難しい状況である。特に、2つの市立病院（田沢湖病院・角館総合病院）を取り巻く環境は、日々厳しさを増しており、経営の健全化はもとより、医師や看護師などの人員不足は深刻な状況となりつつある。</p> <p>市立田沢湖病院にあっては、新臨床研修制度がはじまって以降、秋田県からの派遣医師などを合わせた常勤医4名と、関係医療機関からの非常勤医師の支援を得ながら診療科目を維持している。市立角館総合病院は、急性期医療を中心とした医療を提供しており、関係機関等から常勤医師の派遣や非常勤医師の応援を得ながら多様な疾患に対応する体制の構築を目指すとともに、今後も仙北市の中核病院としての役割を果たすため、機能を含めた検討が必要となっている。</p> <p>また、4つの診療所は、市立診療所が西明寺、桧木内、神代の3箇所、市立歯科診療所が田沢湖歯科診療所の1箇所となっている。そのうち2箇所が常勤医師不在で、常勤医師がいる西明寺診療所においても70歳代と高齢化している。さらに医療機器については開設当時から使用しているものもあるために経年劣化が見られ、医師の高齢化と併せて後年にわたる持続的な医療の提供への影響が危惧されている。</p>
49頁 医療の確保 (3) その対策 4行目	<p>医師会や医療機関との連携を強化し、身近な地域医療、夜間や緊急時対応の充実を図る。また、高度医療や救急医療などを支える医療体制の強化・充実のため、二次医療圏の関係機関と連携強化を進め、地域包括ケアシステムの構築を目指す。</p>	<p>医師会や医療機関との連携を強化し、身近な地域医療、夜間や緊急時対応の充実を図るとともに、高度医療や救急医療などを支える医療体制の強化・充実のため、二次医療圏の関係機関と連携強化を進め、地域包括ケアシステムの構築を目指す。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	<p>市立病院の経営状況は、人口減少や物価の高騰などの影響から非常に厳しい状況にある。市民に安定的かつ継続的な医療が提供できるよう、経営の効率化と健全経営を推進する。具体的には、病棟機能の見直しを進め、病床利用率の向上や経常収支比率の改善を目指す。</p> <p>また、病院および診療所において医療機器の計画的な整備・更新を行うことで、機器の不備による医療停止のリスクを排除し、持続的な医療を提供するための環境を整える。</p>	<p>市立病院の経営状況は、医師不足の影響などから非常に厳しい状況にある。市民に安定的かつ継続的な医療が提供出来るよう、経営の効率化と健全経営を推進し、病棟機能の見直しを進め、病床利用率の向上や経常収支比率の向上を目指す。</p> <p>また病院および診療所において計画的な医療機器の整備・更新を行うことで、機器の不備によって医療が停止することへの懸念を排除し、持続的な医療を提供するための環境を整える。</p>
<p>50 頁            (4) 計画            医療の確保            (1) 診療施設            診療所</p>		<p>超音波診断装置購入費</p>
<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業            その他</p>	<p>仙北市医療人材確保対策事業            ①事業の必要性            看護師等医療職不足を解消し、地域医療を守るために。            ②具体的な事業内容            看護師等医療職を目指す学生に修学資金を貸与し、卒業後指定医療機関に一定期間勤務した場合、修学資金の返納を免除する。            ③事業効果            修学資金を貸与することにより、一人でも多くの医療職を目指す学生を増やし、医療従事者不足の解消を目指す。このため将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>仙北市医師等修学資金貸与事業            ①事業の必要性            医師等医療職不足を解消し、地域医療を守るために。            ②具体的な事業内容            医師、看護師等医療職を目指す学生に修学資金を貸与し、卒業後指定医療機関に一定期間勤務した場合、修学資金の返納を免除する。            ③事業効果            修学資金を貸与することにより、一人でも多くの医療職を目指す学生を増やし、医療従事者不足の解消を目指す。このため将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>51 頁            教育の振興            (1) 教育の振興方針            【ア 学校教育】</p>	<p>小・中学校の良好な教育環境を確保するための施設整備を引き続き推進する。            多世代及び地域内外の人々との交流を推進するとともに、ふるさとの良さを見つめ直す様々な機会を提供すること等により、子どもたちのふるさとへの愛着心を醸成し、ふるさとに生きる意欲の喚起を図る。一方で、都市部の子どもたちには、交流事業を通じて過疎地域の実情や魅力の理解が図られるようにする。            学校教育の重点を「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善とキャリア教育の視点を重視したふるさと学習の推進」とする。各学校が地域と連携して特色ある教育を行い、活力に満ちた魅力ある学校をつくっていくための「コミュニティースクール」を市内小・中学校の10校全てでの実施を継続できるように環境整備を推進する。            小学校5校、中学校5校、総合給食センター1棟を対象施設とした長寿命化計画を策定していく。</p>	<p>今後、我が国を取り巻く情勢は大きく変化し、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる分野の活動の基盤となる知識基盤社会への移行が一層加速する。それとともに、創造性や課題解決能力をもった人材をめぐる国際競争が加速するグローバル化の進展が予想される。            急速に変化するこれからの時代をたくましく生き抜くために、今後の学校教育の重点を「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善とキャリア教育の視点を重視したふるさと学習の推進」とする。各学校が地域と連携して特色ある教育を行い、活力に満ちた魅力ある学校をつくっていくための環境整備を推進する。            小学校6校、中学校5校、総合給食センター1棟を対象施設とした長寿命化計画を策定した。社会構造の変化や施設に対する需要の変化等に対応するため、長寿命化計画の見直しを定期的に行う。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	るが、社会構造の変化や施設に対する需要の変化等に対応するため、長寿命化計画の見直しを定期的に行う。	
51 頁 教育の振興 (1) 教育の振興方針 【イ 社会教育】	『生涯にわたって学び続ける教育』を基本理念として、少子高齢化の進行を前提に、対面とデジタルを組み合わせた学習・文化・スポーツの機会を拡充させ、全ての市民がふるさと仙北市を舞台に、生きがいをもって豊かに暮らす社会の実現を図る。 あわせて地域と学校の連携を強化し、健康寿命の延伸と包括的参加を実現する生涯学習施策を推進する。	少子高齢化に即応した施策の実行が急務であり、ソフト面とハード面を有機的に結びつけながら、地域と学校の連携や健康寿命の延伸などの生涯学習施策を推進する。
51 頁 教育の振興 (2) 現況と問題点 【ア 学校教育】 1行目	本市でも予想を上回るスピードで少子化が進み児童生徒数は減少しており、小・中学校については、今後学校適正配置計画に基づく学校再編のための計画的な施設改修を進め、スクールバスの整備等による遠距離通学児童生徒に対する支援を充実させる必要がある。	本市でも着実に少子化が進んでおり、今後、児童生徒のより良い教育環境の整備の視点を最優先にしながら、学校適正配置に関する基本方針を基に検討していく必要がある。学校再編が必要となった場合、地域住民の理解と協力を得ながら地域の実情に即して、計画的な施設整備を進め、スクールバスの整備等による遠距離通学児童生徒に対する支援を充実させる必要がある。
52 頁 教育の振興 (2) 現況と問題点 【ア 学校教育】 4行目	また、高校卒業を機に市外転出し、そのまま市外で生活する生徒が多く、人材不足、少子化につながっている。	
52 頁 教育の振興 (2) 現況と問題点 【イ 社会教育】 1行目	「日本の地域別将来推計人口」によると、本市における 2030 年の高齢者（65 歳以上）割合は 49.3%と推計され、市民 2 人に 1 人が 65 歳以上となる推計となっている。 高齢化率の上昇と出生数の減少は学習・文化・スポーツの担い手と参加者の縮小を招き、特に小規模校や複式授業の増加は地域学校協働活動の在り方に再設計を迫っている。 学習機会や環境整備の必要性は高まる一方、施設の老朽化と分散配置により維持管理負担が増し、耐震・防災機能、バリアフリー、デジタル対応の不足が参加の障壁となる。 スポーツ分野では、市民がスポーツを通じて健康増進や生きがいづくりを活発化するため、スポーツ推進委員による普及・指導活動や、各種スポーツ団体への活動支援が必要である。	少子高齢化が加速している。「日本の地域別将来推計人口」によると、前過疎計画策定時の本市における2025年の高齢者（65歳以上）割合は44.5%と推計されていたが、最新の推計では45.9%となっており、1.4%上昇している。出生数は年間100人を切り、小規模学校・複式授業が増えて来ている。 生涯学習では、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことの出来る社会の充実が求められており、学習機会の提供や学習環境の整備など、市民の自主的な学習を支援するための工夫が必要とされている。そのために、広くニーズの把握に努め、最適な情報や手段を提供とともに、芸術・文化・生涯学習の施設環境整備・充実が必要となっている。 市民がスポーツを通じて健康増進や生きがいづくりを活発化するため、スポーツ推進委員による普及・指導活動や、各種スポーツ団体への活動支援が必要である。さらに、各種スポーツ大会の誘致により競技への関心を高めるとともに地域活性化に資することも重要である。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

52 頁 教育の振興 (3) その対策 【ア 学校教育】 6行目		国際教養大学との連携によるサテライト講義を開講するなど、言語や文化についての体験的理 解を深める。
52 頁 教育の振興 (3) その対策 【ア 学校教育】 8行目	また、国際交流を通じて社会のグローバル化や国際化に柔軟に対応できる子どもの育成を図る。	
52 頁 教育の振興 (3) その対策 【ア 学校教育】 12 行目	また、子どもたちがふるさとへの愛着を深めることを目的として、キャリア教育を推進する。	
52 頁 教育の振興 (3) その対策 【ア 学校教育】 14 行目	<p>外部からアスリートを学校へ招き夢を持つこと、叶えることに関する授業を行ったり、小・中学校へ各種支援員を派遣し、児童・生徒の安定した学校生活を支援したり、部活動の充実のために、指導員配置や大会への派遣費補助を継続する。</p> <p>経済的支援として、学校給食費無償化の検討や、生理用品の無償配布を実施する。</p>	
53 頁 教育の振興 (3) その対策 【イ 社会教育】 1 行目	<p>第4次仙北市社会教育中期計画を基に、需要に合わせた、更には需要を見越したハード環境の整備やソフト事業の推進・促進を引き続き継続する。</p> <p>需要把握にもとづく柔軟な事業設計を行い、公民館等文化施設は利用率・維持費・耐震・防災対応等を基準に適正化し、老朽施設の計画的改修と統廃合、複合化を推進する。</p> <p>地域学校協働を強化し、放課後や休日に親子・多世代で学べるような地域の学びにおける拠点となるよう計画的な運用を行い、過疎地域であるからこそ、大事な人と人の繋がりを安全安心な環境で提供・享受できる仕組みの継続が必要である。</p>	<p>社会教育中期計画を基に、需要に合わせた、更には需要を見越したハード環境の整備やソフト事業の推進・促進を図る。</p> <p>コロナ禍における、安全安心な講座等学習環境、芸能等公演環境、鑑賞環境等は、事業内容や参集者特性、施設環境等によって機敏な対応が必要である。これを考慮した事業運営、施設改修を実施し、過疎地域であるからこそ大事な人と人の繋がりを、安全安心な環境で提供・享受出来る仕組みの継続が必要である。</p>
54 頁 (4) 計画 教育の振興 (1) 学校教育関連施設 校舎	統合小学校施設改修工事	
	統合中学校施設改修工事	
その他	仙北市学校施設長寿命化計画更新事業	
(3)集会施設、体育施設等		角館東地区公民館体育館改修工事

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

体育施設		
図書館		田沢湖図書館整備事業
その他		雲沢集落センター屋根改修工事
(5)その他	仙北市ウインタースポーツパワーアップ事業費補助金（ソフト）	
	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ソフト）	
	特別支援教育就学奨励費（ソフト）	
	GIGAスクール構想推進事業費（ソフト）	
	せんぱくこまくさプラン事業費（ソフト）	
	仙北市児童生徒大会等出場激励金交付事業費（ソフト）	
	特別支援教育支援員派遣事業費（ソフト）	
	複式学級指導支援員派遣事業費（ソフト）	
	教育コンピューター推進事業費（ソフト）	
	冬期スクールバス運行費（ソフト）	
	児童派遣費補助金（ソフト）	
	遠距離児童通学費補助金（ソフト）	
55頁 集落の整備 (1)集落の整備の方針	地域づくりに協力・支援する人材を地域外から受け入れ、市民とは違った発想や着眼点での地域づくりを進める。	地域作りに協力・支援する人材を地域外から受け入れ、市民とは違った発想や着眼点での地域づくりを進める。
55頁 集落の整備 (2)現況と問題点 1行目	本市は合併当初の平成17年9月末時点で人口32,637人であったが、令和7年10月1日現在では22,445人となっている。出生数も平成17年度197人から令和6年度64人と133人減少したほか、高齢化率も令和5年7月1日時点で46.1%と少子高齢化に拍車がかかっている。合併後、21.8%、7,116人の減少は、地域活動の停滞などコミュニティ維持に大きな影響を及ぼしている。	本市は合併当初の平成17年9月末時点で人口32,637人であったが、前期計画策定時の平成26年12月末現在では28,601人、令和2年7月現在では25,521人となっている。出生数も平成17年度197人から令和元年度87人と110人減少したほか、高齢化率も42.6%と少子高齢化に拍車がかかっている。
55頁 集落の整備 (2)現況と問題点 8行目	地域コミュニティを維持するため、これまで地域運営体による取組や、担い手となる人材を確保するため、地域おこし協力隊制度を活用し地域活性化に取り組んでおり、令和7年11月末現在は隊員1名が活動しているほか、これまでに10名の隊員が赴任し、うち6名が仙北市に定住している。	地域コミュニティを維持するため、これまで地域運営体による取組や、担い手となる人材を確保するため、地域おこし協力隊制度を活用し地域活性化に取り組んでおり、令和3年6月末現在は隊員3名が活動している。
55頁 集落の整備 (2)現況と問題点		今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりこれまでとは違う新たな視点でのコミュニティ維持に向けた施策が必要となる。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

58 頁 地域文化の振興等 (1) 地域文化の振興方針	<p>本市には、豊かな自然や美しい景観、先人から受け継いだ多くの国・県・市指定文化財が存在するが、これら有形文化財、無形文化財、民俗文化財の保存、景観の保全、伝統技術の継承のための後継者育成など、文化芸術活動や文化財等文化資源への対策を図りながら、保存伝承に取り組んでいく必要がある。</p> <p>貴重な文化財を後世に伝えていくため、歴史的建造物の復原など重要伝統的建造物群保存地区内の保存整備と、国天然記念物及び国名勝のサクラの保護を計画的に進めるとともに、歴史と風土から生まれた優れた文化資源の活用と整備を図る。</p>	<p>本市には、豊かな自然や美しい景観、先人から受け継いだ多くの国・県・市指定文化財が存在する。そのためこれら有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の保存、景観の保全、伝統技術の継承のための後継者育成など、文化芸術活動や文化財等の文化資源への対策を図りながら、保存伝承に取り組んで行く必要がある。</p> <p>貴重な文化財を後世に伝えていくため、伝統的建造物等の修理・修景・復旧など重要伝統的建造物群保存地区内の保存整備を計画的に進める。また歴史と風土から生まれた、優れた文化資源の活用と整備を図る。</p> <p>また、未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存・活用を図る文化財保存活用地域計画を策定する。そして本市の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる。</p>
58 頁 地域文化の振興等 (2) 現況と問題点	<p>長い歴史に培われ、先人によって磨き育まれてきた歴史や芸術、伝統文化、文化財などは貴重な財産であり、後世に保存・継承していくことが重要であるが、人口減少や少子高齢化などによる後継者不足により、保存や継承が困難になっているなど様々な問題を抱えている。</p> <p>国天然記念物及び国名勝のサクラは、高樹齢化による樹勢の衰退が顕著に表れているほか、周辺の樹木の高木化により日当たりが悪くなり、生育環境に悪影響を与えている。</p>	<p>長い歴史に培われ、先人によって磨き育まれてきた歴史や芸術、伝統文化、文化財などは貴重な財産であり、後世に保存・継承していくことが重要である。しかし少子高齢化や生活様式の多様化、人口減少等により後継者不足が進んでおり、保存や継承が困難になっているなどの問題を抱えている。</p>
58 頁 地域文化の振興等 (3) その対策	<p>地域文化に誇りを持ち、愛着の持てるまちづくりを進めるため、昭和51年に国の選定を受けた重要伝統的建造物群保存地区内の保存修理修景事業、防災施設整備事業、寛政5年に創設された角館郷校「弘道書院」の復元、火除け復元、サクラの樹勢回復と生育環境改善など、歴史と風土から生まれた優れた文化資源の活用と整備を図る。</p> <p>各地域に伝わる伝統行事の継承に努め、貴重な歴史的、文化的資源の保存を図るため、住民に対する意識啓発や活動支援に取り組む。</p> <p>地域文化を次世代に継承していくための施設を整備し、学校教育や社会教育と連携した観賞、学習機会を通した若年層への啓発を図る。</p> <p>地域住民や観光客を対象に、郷土の歴史や文化財を紹介しながら、小・中学生や住民が気軽に歴史、文化に触れる機会を提供するなど、地域一体となった活動の活性化を図るとともに、伝統文化活動団体を支援するため、活動の拠点として、既存施設の利活用を促進する。</p>	<p>地域文化に誇りを持ち、愛着の持てるまちづくりを進める。そのため、昭和51年に国の選定を受けた重要伝統的建造物群保存地区内の保存整備事業や、寛政5年に創設された角館郷校「弘道書院」の復元、伝統的建造物群保存地区の入口にあたる「火除け」の復元など、歴史と風土から生まれた優れた文化資源の活用と整備を図る。</p> <p>貴重な歴史的、文化的資源の保存に努めるとともに、学校教育や社会教育と連携した鑑賞、学習機会を通した若年層への啓発を図り、各地域に伝わる伝統行事等の地域文化の担い手育成に取り組む。</p> <p>市民が気軽に郷土の歴史、文化芸術に触れることができる機会の提供に努めるとともに、地域の伝統文化活動団体や芸術活動団体を支援する。</p>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

59 頁 (4) 計画 地域文化の振興等 (3) その他		子ども演劇体験支援事業（ソフト）
		角館町創 400 年記念事業（ソフト）
	桜保護管理事業	
	茶の湯体験事業（ソフト）	
60 頁 再生可能エネルギー利用の推進 (1) 再生可能エネルギーの推進方針	「森と、水と、人々のハーモニー」を基本理念に掲げる「仙北市地域新エネルギービジョン改訂版（H31.3 策定）」では、本市の豊かな自然環境を最大限に活かし、太陽光や小水力などの再生可能エネルギーの利活用を重点的に推進することとしている。あわせて、SDGs 未来都市として、小水力等の再生可能エネルギーを基盤とした自立循環型社会の実現を目指している。さらに、国のエネルギー基本計画や秋田県過疎地域持続的発展方針における再生可能エネルギー利用推進の方針を踏まえ、再生可能エネルギーを最大限導入し、地域産業の振興や経済の活性化に結び付けることで、持続可能な地域の発展を図る。	「森と、水と、人々のハーモニー」を基本理念に掲げる「仙北市地域新エネルギービジョン改訂版（H31.3 策定）」において、本市が有する豊かな自然環境を最大限に活かした太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの利活用を重点的に推進するとしている。 また、SDGs 未来都市として小水力や水素エネルギーなどの再生可能エネルギーを基盤とした自立循環型社会の実現を目指す。
60 頁 再生可能エネルギー利用の推進 (2) 現況と問題点	本市内では現在、民間事業者による 2箇所の小水力発電（鶴の湯小水力発電所、小野草小水力発電所）に加え、新たに濁沢小水力発電所の建設計画が進められており、再生可能エネルギー導入拡大の動きが広がっている。  太陽光発電設備として稼働している「おひさまプロジェクト」は、当初は地元企業が主体となっていたが、現在は株式会社オカモトが出資者となり、新体制で事業を継続している。  また、令和 2 年度に竣工した角館庁舎には、環境省の交付金を活用した地中熱設備を導入している。  再生可能エネルギー事業への参入は導入経費の負担が小さくないことから、安定的な収入を確保する国による固定買い取り制度（FIT）や国交付金による補助制度の活用が必須である。今後も、市民、事業者、行政が一体となり普及を図っていく必要がある。	本市内では現在、民間事業者による 2箇所の小水力発電（鶴の湯小水力発電所、小野草小水力発電所）、地元企業が設立した「おひさまプロジェクト」による太陽光発電設備が 1 箇所稼働している。また、令和 2 年度に竣工した角館庁舎には、環境省の交付金を活用した地中熱設備を導入した。  再生可能エネルギー事業への参入は導入経費の負担が小さくないことから、安定的な収入を確保する国による固定買い取り制度（FIT）や国交付金による補助制度の活用が必須である。今後も、市民、事業者、行政が一体となり普及を図っていく必要がある。
60 頁 再生可能エネルギー利用の推進 (3) その対策	本市では、鶴の湯及び小野草の両小水力発電所の安定的な運転を継続するとともに、新たに濁沢小水力発電所の整備を着実に進めることで、地域内における電源確保と再生可能エネルギー導入量の拡大を図る。  また、温泉水を活用した水素生成など先進的な取り組みを大学や研究機関と連携して継続する。  加えて、FIT や国の補助制度を積極的に活用し	再生可能エネルギーへの新たな取組に対し、様々な融資制度や交付金を活用した支援を行い、可能な限り発電コストを抑えるとともに、FIT制度との組み合わせにより導入を強く促進する。  また、東北大学との連携による玉川地区の温泉水を活用した水素エネルギー生成フィールド実証を引き続き行うとともに、市が参画する小水力発電所 2 箇所の計画を進める。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	つつ導入初期費用の軽減を図り、市民や事業者への普及啓発活動を強化することで、行政と地域が一体となった再生可能エネルギー推進体制を構築する。これらの取組を通じて、再生可能エネルギーの導入拡大を地域産業の振興や雇用創出に結び付け、環境負荷低減と地域経済循環の両立を実現し、持続可能な地域社会の形成を目指す。	さらに、地球温暖化問題への対策としての有効性の観点からの普及・啓発を進め市民の意識高揚を図る。
61頁 (4) 計画 再生可能エネルギーの利用の推進 (1) 再生可能エネルギー利用施設		再生可能エネルギー導入促進事業
62頁 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (1) 振興方針 【市民参画と協働のまちづくり】	過疎地域の持続的発展に関して、市民の目線から行政に対して様々な意見をいただき、よりよい政策の実現のため、各種事業に対する検討の協力や市長に意見を提言する場として、年1回の市民意識調査の実施に加え、政策・施策別にもオンラインアンケートなどを積極的に導入している。	過疎地域の持続的発展に関して、市民の目線から行政に対して様々な意見をいただき、よりよい政策の実現のため、各種事業に対する検討の協力や市長に意見を提言する場を設ける。
62頁 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (2) 現況と問題点 【市民参画と協働のまちづくり】 1行目	全世界に未曾有の危機をもたらした新型コロナウィルス感染症は、まちづくりの中核を担う地域コミュニティ、市民団体・NPOの活動に大きな影響を与え、その後復活できていない活動も少なくない。	全世界に未曾有の危機をもたらしている新型コロナウィルス感染症は、まちづくりの中核を担う地域コミュニティ、市民団体・NPOの活動に大きな影響を与えている。
62頁 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (3) その対策 【市民参画と協働のまちづくり】 5行目	コミュニティ活動に対しては、市民パワーを最大限に活かす補助制度の創設や、他自治体の優良事例を積極的に取り入れる等、幅広く支援する。	新型コロナウィルス感染症によって様変わりを余儀なくされた活動や新しい生活様式に基づくコミュニティ活動に対しては、市民パワーを最大限に活かす補助制度の創設や、他自治体の優良事例を積極的に取り入れる等、幅広く支援する。
62頁 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (3) その対策 【市民参画と協働のまちづくり】 7行目	また、市民意識調査や各種アンケートなどにより、市の政策や各分野の主要な取組についての方向性を確認するとともに、市長や市幹部が市民と直接対話する機会を設けるなどして、変化する社会情勢を踏まえた新たな課題の解決策の検討を協働で実施する。	また、これまで不定期で行ってきた市民アンケートを年1回行い、市の政策や各分野の主要な取組についての方向性を確認するとともに、変化する社会情勢を踏まえた新たな課題の解決策の検討を協働で実施する。

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

64頁 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (1) その他		持続可能な開発目標（SDGs）推進事業費（ソフト）
65頁 過疎地域持続的発展特別事業分 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>定住対策推進事業費</p> <p>①事業の必要性 市内への移住定住を促し、人口減への対策とともに地域の活性化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 移住促進PRに加え、移住新生活のスタートアップに係る経費の一部を助成するほか、移住者が住宅を取得し定住した場合、完納済み固定資産税相当額を3年間奨励金として交付。</p> <p>③事業効果 市外からの移住を促進し、相対的な人口減少を抑制することで過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	
	<p>移住体験推進事業費補助金</p> <p>①事業の必要性 観光地として認知の高い本市を、移住先として具体的に検討してもらえるよう、周知するとともにお試し移住を経て移住を決断する後押しとするもの。</p> <p>②具体的な事業内容 移住を検討している県外在住者が市内で移住体験、住居・生活環境・仕事・教育・病院などを実際に視察・体験することをサポートするとともに、その一部経費を支援。</p> <p>③事業効果 市外からの移住を促進し、相対的な人口減少を抑制することで過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	
	<p>角館高校地域みらい留学推進事業費</p> <p>①事業の必要性 定員割状態の市内高校への入学者数の増を図るとともに、本人の移住、家族による関係人口の創出、将来的な移住増などを推進するもの。</p> <p>②具体的な事業内容 県外からの入学者確保のためのPR・体験入学の実施や、入学後の生活支援などを行う。</p> <p>③事業効果 市外からの移住を促進し、関係人口の創出、地域に愛着を持った意志ある若者の育成など、相対的な人口減少を抑制することで過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

	<p>スキルアップ事業費補助金</p> <p>①事業の必要性 市内に在住する求職者や学卒未就職者の資質の向上や就労の促進を図るため。</p> <p>②具体的な事業内容 技術取得経費、資格取得研修経費、特別教室・技能検定受講料等の1/3(上限1万円を1人2回まで)を助成する。</p> <p>③事業効果 市内商工業の活性化及び地元就労の促進が図られるため、将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>スキルアップ事業費補助金</p> <p>①事業の必要性 市内に在住する求職者や市内企業に働く従業員等の資質の向上や就労の促進を図るため。</p> <p>②具体的な事業内容 技術取得経費、資格取得研修経費、特別教室・技能検定受講料等の一部又は全額を助成する。</p> <p>③事業効果 市内商工業の活性化及び地元就労の促進が図られるため、将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>67頁 医療の確保 (3)過疎地域持続的発展特別事業 その他</p>	<p>仙北市医療人材確保対策事業</p> <p>①事業の必要性 看護師等医療職不足を解消し、地域医療を守るために。</p> <p>②具体的な事業内容 看護師等医療職を目指す学生に修学資金を貸与し、卒業後指定医療機関に一定期間勤務した場合、修学資金の返納を免除する。</p> <p>③事業効果 修学資金を貸与することにより、一人でも多くの医療職を目指す学生を増やし、医療従事者不足の解消を目指す。このため将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>仙北市医師等修学資金貸与事業</p> <p>①事業の必要性 医師等医療職不足を解消し、地域医療を守るために。</p> <p>②具体的な事業内容 医師、看護師等医療職を目指す学生に修学資金を貸与し、卒業後指定医療機関に一定期間勤務した場合、修学資金の返納を免除する。</p> <p>③事業効果 修学資金を貸与することにより、一人でも多くの医療職を目指す学生を増やし、医療従事者不足の解消を目指す。このため将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

仙北市病院事業経営健全化計画について

仙北市病院事業経営健全化計画を別紙のとおり策定することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第24条により準用する同法第5条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

議案第 51 号

仙北市雲沢財産区管理委員選任につき同意を求めること  
について

次の者を仙北市雲沢財産区管理委員に選任したいので、仙北市雲沢財産区管理会条例(平成20年仙北市条例第32号)第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月18日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 鈴木泰昌

生年月日

任 期 令和8年5月8日～令和12年5月7日

諮詢第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

住 所

氏 名 茂木 一 代

生年月日

職 業

諮詢第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

秋田県仙北市長 田口知明

記

住 所

氏 名 浅利浩子

生年月日

職 業